

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（案）

制定
3 農 振 第 2921 号
令 和 4 年 4 月 1 日
農林水産省農村振興局長通知

最終改正 令和5年●月●日付け 4農振第●●号

第1 趣旨

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の1の（1）の農山漁村発イノベーション対策の実施については、当該要綱によるほか、この要領に定めるところによる。

第2 定義

- この要領において「農山漁村発イノベーション」とは、活用可能な農山漁村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組等、農山漁村の地域資源を最大限に活用し、新たな事業や付加価値を創出する取組をいう。
- この要領において「地域資源」とは、農林水産物をはじめ、棚田や森林等の農林地や景観、ジビエ、バイオマスや間伐材のほか、地域に賦存する農林水産業に関わる多様な地域資源をいう。
- この要領において「農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会」とは、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、管轄区域内の農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体をいう。以下同じ。）、食品産業の事業者その他の商工業者、金融機関、国等の関係行政機関等の参加を得て組織する協議会をいう。
なお、農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会の名称は、実情に応じて別の名称としても差し支えない。また、複数の市町村で農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会を組織する場合には、当該複数の市町村の区域で4の市町村戦略を策定することができる。
- この要領において「農山漁村発イノベーション等の取組に関する戦略」とは、都道府県又は市町村が、別記2-2の別表1の事項2の具体的な事業内容の欄の（4）に定める（ア）から（ケ）までに掲げる事項を含む6次産業化、農商工連携及び地産地消を含む農山漁村発イノベーションの取組に関して策定する戦略をいい、このうち都道府県が策定するものを「都道府県戦略」といい、市町村が策定するものを「市町村戦略」という。
- この要領において「特認団体」とは、法人格を有さない団体であって、以下の要件を全て満たすものをいう。
 - 主たる事務所の定めがあること。
 - 代表者の定めがあること。

- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - (4) 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されること。
 - (5) 別記2-1の事業を行う場合においては、都道府県知事が地方農政局長等と協議の上で、特に必要であると認める団体であること。
 - (6) 別記2-2の事業を行う場合においては、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が特に必要と認める団体であること。
- 6 この要領において「コンソーシアム」とは、以下の要件を全て満たす事業化共同体をいう。
- (1) 構成員の中から代表者又は代表団体が選定されており、当該代表者又は代表団体が交付金交付に係る全ての手続等を担うこと。
 - (2) 定款、組織規程、経理規程、組織運営に関する規約があること。
 - (3) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されること。
 - (4) 別記2-1の別表1の事項5の事業を行う場合においては、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第7条又は第8条の規定に基づく認定を受けた認定研究開発・成果利用事業者又は当該事業者を含む関係者で構成されるものであること。
 - (5) 別記2-2の事業を行う場合においては、民間団体等及び特認団体を含む関係者で構成されるものであること。
- 7 この要領において「生産緑地地区」とは、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区をいう。
- 8 この要領において「特定農山村地域」とは、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域をいう。
- 9 この要領において「振興山村」とは、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村をいう。
- 10 この要領において「過疎地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（※）をいう。
- ※ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。
- 11 この要領において「半島振興対策実施地域」とは、半島振興法（昭和60年法律

- 第 63 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域をいう。
- 12 この要領において「離島振興対策実施地域」とは、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域をいう。
- 13 この要領において「沖縄地域」とは、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 号に規定する沖縄をいう。
- 14 この要領において「奄美群島」とは、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島をいう。
- 15 この要領において「小笠原諸島」とは、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島をいう。
- 16 この要領において「特別豪雪地帯」とは、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯をいう。
- 17 この要領において「指定棚田地域」とは、棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。
- 18 この要領において「中山間地域」とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域をいう。
- 19 この要領において「農業振興地域」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定された農業振興地域をいう。
- 20 この要領において「漁業集落」とは、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサスの対象となる漁業集落をいう。

第 3 事業の実施等に関して必要な事項

本事業の実施に関して必要な事項は、第 4 から第 7 までに定めるほか、表 1 に掲げる事業ごとにそれぞれの別記に定めるものとする。

(表 1)

事業名	別記
1 農山漁村発イノベーション推進事業（地域活性化型）	別記 1
2 - 1 農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション創出支援型）農山漁村発イノベーション推進支援事業	別記 2 - 1
2 - 2 農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション創出支援型）農山漁村発イノベーションサポート	別記 2 - 2

事業	
2-3 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）	別記2-3
3 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）	別記3
4 農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）及び農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）	別記4
5 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）及び農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）	別記5

第4 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、本事業の実施について、別に定めるところにより本交付金を交付する。
- 2 国は、都道府県に交付した本交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、都道府県知事に対し、本交付金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された本交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

第5 未しゅん功工事について

施設等の整備について、事業実施主体は、未しゅん功工事について（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、未しゅん功工事の防止について（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び未しゅん功工事の防止について（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第6 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- 1 分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、農林漁業者の組織する団体等の根拠法規のない場合についても請求書を発行する等の方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに、徴収の都度領収書を発行しておくこと。
- 2 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- 3 金銭の出納は、金銭出納簿等又は必要に応じて金融機関の預金口座等を行うこと。
- 4 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。
- 5 人件費の算定等にあつては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に従うこと。

第7 事業実施主体が行う関係書類の整備保管

事業実施主体は、本事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を保管しておくものとする。

1 予算関係書類

- (1) 事業実施に関する総会等の議事録及び農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）及び農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）において代行施行を選択した場合にあっては代行施行の選択理由
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分（負）担金賦課明細書
- (4) その他

2 工事施行関係書類

（直営施行の場合）

- (1) 工事材料検収簿及び同受払簿
- (2) 賃金台帳及び労務者出役簿
- (3) 工事日誌及び現場写真
- (4) 建築確認に係る検査済証（建築工事の場合に限る）
- (5) 実施設計書及び出来高設計書
- (6) その他関係書類

（請負施行、委託施行及び代行施行の場合）

- (1) 入札てん末書類
- (2) 請負等契約書類
- (3) 工事完了届及び現場写真
- (4) 建築確認に係る検査済証（建築工事の場合に限る）
- (5) 実施設計書及び出来高設計書
- (6) その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書、借用証書等）
- (4) その他

4 往復文書等

- (1) 農山漁村発イノベーション推進事業（地域活性化型、農山漁村発イノベーション創出支援型、農泊推進型及び農福連携型）並びに農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型及び農福連携型）にあっては、本交付金の交付から財産処分等に至るまでの振興推進計画等、申請書類、交付決定書類及び承認書類並びに設計書類
- (2) 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）にあっては、事業実施主体と都道府県等の間で行われた全ての往復文書
- (3) 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）にあっては、本交付金の交付から財産処分等に至るまでの申請書類（費用対効果分析に係る資料など判断の根拠とした資料を含む）、交付決定書類及び承認書類並びに設計書類

- 5 施設管理関係書類
- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他

第8 電磁的記録による作成・保管、電子情報処理組織による申請等

- 1 この要領に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 2 事業実施主体は、この要領に基づき事業承認者に対して行う申請、報告及び届出（以下「申請等」という。）については、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により申請等を行う場合において、当該申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 3 事業実施主体は、前項の規定により申請等を行う場合は、この要領の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 4 事業承認者は、2の規定により申請等を行った事業実施主体に対する通知、承認、指示、命令については、事業実施主体が書面によることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 5 事業実施主体が2の規定によりシステムを使用する方法により申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2311号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止する。
- 3 この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成28年4月1日付け27農振第2342号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止する。
- 4 この要領の施行に伴い、6次産業化サポート事業実施要領（平成26年4月1日付け25食産第4902号農林水産省食料産業局長通知）は、廃止する。
- 5 この要領の施行に伴い、地域の食の絆強化推進運動事業実施要領（令和3年3月29日2食産第6780号農林水産省食料産業局長通知）は、廃止する。
- 6 2から5までの通知によって令和3年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和5年●月●日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。

- (1) 農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知）
 - (2) 農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知）
 - (3) 農山漁村振興交付金（農福連携対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2271号農林水産省農村振興局長通知）
- 3 この通知による改正前の農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）により令和4年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 4 2の通知によって令和4年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別記 4

農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）及び 農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）（案）

第 1 定義

- 1 本事業において「地域協議会」とは、構成員として農泊実施の中心的な役割を担う法人又は当該法人になることが見込まれる団体のほか、農業、林業及び水産業のいずれかに関わる者を含み、次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。
 - (1) 目的
 - (2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
 - (3) 意思決定方法
 - (4) 解散した場合の地位の継承者
 - (5) 事務処理及び会計処理の方法
 - (6) 会計及び監査の方法
 - (7) その他運営に関して必要な事項
- 2 本事業において「空き家住宅」とは、整備事業（別表 1 の事項 5 の市町村・中核法人実施型又は事項 6 の農家民泊経営者等実施型をいう。以下同じ。）を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅であって、その改修等の後の住宅が農泊の推進のための計画的利用に供されるものをいう。
- 3 本事業において「空き建築物」とは、整備事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物であって、その改修等の後の建築物が農泊の推進のための計画的利用に供されるものをいう。
- 4 本事業において「処分制限期間」とは、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条に定める期間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。
- 5 本事業において「財産処分」とは、交付対象財産を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供することをいう。
- 6 本事業において「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」をいう。
- 7 本事業において「農家民泊」とは、宿泊料を徴収せず無償で居宅等に旅行者を宿泊させ、体験料を徴収して宿泊体験及び農林漁業体験を提供するものをいう。
- 8 この要領において「農家民泊経営者等」とは、農家民泊を営む者、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可（以下「旅館業法の許可」という。）を受けて宿泊を提供する者、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に基づく届出を行って宿泊を提供する者及び農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 46 号。以下「余暇法」という。）に基づく農林漁業体験民宿業者の登録を行って必要な役務を提供する者をいう。
- 9 この要領において「連携体」とは、地域協議会と単一又は複数の農家民泊経営者等とが次に掲げる事項を定めた協定を締結し、協同で農泊を実施する団体をいう。
 - (1) 目的
 - (2) 事務局、構成員、代表者

- (3) 農泊を協同で実施するに当たって具体的に行う取組
- (4) その他農泊を協同で実施するに当たって必要な事項

第2 事業内容等

交付等要綱第3の2及び別表1により農村振興局長が別に定める交付対象事業の事業内容、事業実施主体、対象地域、事業実施期間、選定要件、交付率及び助成額は、別表1及び別表2に定めるものとする。

第3 事業の実施手続等

1 事業の公募

別表1の事項1から6まで及び7(2)の事業については、農村振興局長が別に定める公募要領により、別表1の事項7(3)の事業については、地方農政局長が別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び交付対象事業の候補の選定を行うものとする。

2 事業実施の手続

(1) 別表1の事項1から6までの事業について

ア 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の策定

事業実施主体は、1の選定を受けてから1月以内に交付等要綱第5の農山漁村振興推進計画（以下「振興推進計画」という。）及び同要綱第6の事業実施計画を策定し、別紙様式2号により、別表3に定める事業承認者（以下「事業承認者」という。）に提出するものとする。

振興推進計画及び事業実施計画の提出に当たっては、地域協議会が事業実施主体となる場合にあつては、地域協議会の設立を確認できる資料を添付するものとする。また、連携体が事業実施主体となる場合にあつては、地域協議会と農家民泊経営者等との協定締結が確認できる資料を添付するものとする。

イ 振興推進計画策定の留意事項

振興推進計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (ア) 事業実施主体が事業を実施するに当たっては、農泊実施の中心的な役割を担う法人又は当該法人になることが見込まれる団体並びに、宿泊、食事及び体験メニューの提供といった機能を担う者を明らかにすること。
- (イ) 事業実施主体が地域協議会である場合にあつては、農泊実施の中心的な役割を担う法人になることが見込まれる団体が、事業完了時までには法人格を有すること。
- (ウ) 事業実施主体が地域協議会又は連携体でない場合にあつては、事業完了時までには新たに農泊実施の中心的な役割を担う法人を構成員とする地域協議会を組織すること。
- (エ) 別表1の事項1から3まで及び5、6の事業にあつては、事業実施区域の農林漁業に裨益させるため、別紙様式第2号に定める内容を遵守し、当該様式の「5. 課題に対する対応（事業実施内容）」において定める営業に当たっての基準を満たすように宿泊・食事・体験の提供に係る営業を行うこと。
- (オ) 別表1の事項1、2、5及び6の事業にあつては、当該事業実施計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする、地域の売上高及び延べ宿泊者数（人泊）に係る数値目標（以下「数値目標」という。）を必ず定めること。

- (カ) 別表 1 の事項 3 の事業を行う場合にあっては、当該事業実施計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする以下の数値目標を必ず定めること。
- a 別表 1 の事項 3 の (1) の事業を行う場合
インバウンドによる地域の売上高及び延べ宿泊者数
 - b 別表 1 の事項 3 の (2) のアの事業を行う場合
新たに開発したメニュー等の売上高及び延べ利用者数
 - c 別表 1 の事項 3 の (2) のイの事業を行う場合
新たに開発した体験プログラムの売上高及び延べ利用者数
 - d 別表 1 の事項 3 の (3) の事業を行う場合
ワーケーションによる地域の売上高及び延べワーケーション利用者数
- (キ) (オ) の数値目標及び (カ) の数値目標の実現状況等を評価するための指標 (以下「評価指標」という。) が定量的指標により適切に設定されており、これにより数値目標の達成に向けた評価指標が適切に表現されていること。
- (ク) 振興推進計画の目標及び評価指標の設定内容に対して、取組の内容が妥当であること。
- ウ 事業実施計画策定の留意事項
- 事業実施計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (ア) 事業内容は、振興推進計画で定めた数値目標及び評価指標に対応した取組内容とすること。なお、自己資金又は他の助成により実施中又は完了した取組と重複する取組が含まれる場合にあっては、当該重複する取組は交付対象外とする。
 - (イ) 別表 1 の事項 2 の事業については、受け入れる人材が事業実施主体と連携して本事業に従事することとし、事業実施計画の提出に当たっては、その人材の履歴書等を添付すること。
 - (ウ) 別表 1 の事項 5 の (1) の事業については、助成額の上限を 2,500 万円とする。ただし、古民家、廃校舎等の遊休資産を改修するものについては、次に掲げる a から e までの要件を全て満たす場合には、助成額の上限を 5,000 万円とする。さらに、遊休資産を改修するものについて、a から h までの要件を全て満たす場合には、助成額の上限を 1 億円とする。
 - a 対象施設について、現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途に供していない施設等遊休施設を有効活用するものであること。
 - b 地域で取り組む農泊の推進に資する用途に供する改修であること。
 - c 地域に所在する既存の施設との調和を図り、また当該施設と連携して地域で取り組む農泊を推進するような一体的な事業実施計画であること。
 - d 改修後の対象施設について、自然環境や地域の景観に配慮したものであること。
 - e 改修後の対象施設について、文化、歴史等の地域の特性及び魅力を活かしたものであること。
 - f 対象施設について、市町村が所有権を有し、かつ事業完了後も引き続き市町村が所有権を有すること。
 - g 改修後の対象施設について、主たる用途が宿泊施設であり、かつその施設規模が事業の実施に当たり適正なものであること。

h 対象施設から 10km 以内の地域において、観光客の受入れを主な目的とした事業実施計画に含まれない宿泊施設が存在しないこと。

(エ) 別表 1 の事項 5 の (1) の事業の対象施設は、目的外使用のおそれがなく事業実施の効果が見込まれる事業実施主体の所有する施設とする。ただし、整備事業が空き家住宅又は空き建築物を宿泊施設に改修するものであり、かつ対象施設が処分制限期間又は 10 年間のいずれか長い期間にわたり農泊の推進に活用される場合に限り、施設の所有者から当該施設を次の方法により借り受けた事業実施主体が当該施設を事業に供することを認めるものとする。

a 施設の所有者が市町村である場合には、使用貸借契約又は賃貸借契約を結ぶこと。

b 施設の所有者が市町村でない場合には、賃貸借契約を結ぶこと。

(オ) 別表 1 の事項 5 の (2) の事業の対象施設は、連携体の構成員である農家民泊経営者等が所有し、宿泊提供の実績を持ち、事業実施の効果が見込まれる施設とし、改修の対象となる設備が目的外使用のおそれのないものとする。

エ 振興推進計画及び事業実施計画の承認

事業承認者は、2 の (1) のアにより提出された振興推進計画及び事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、交付等要綱、本要領等に照らして適当であると認める場合は、これを承認するものとする。

オ 年度別事業実施計画の策定・承認

別表 1 の事項 4、5 の (2) 及び 6 の事業を除き、事業実施主体は、事業の開始年度の翌年度において、1 年目の成果及び実績を考慮した上で、別紙様式第 3 号により年度別事業実施計画を策定し、4 月末日までに事業承認者に提出するものとする。

事業承認者は、提出された年度別事業実施計画が適当であると認める場合にあっては、これを承認するものとする。

カ エ及びオに係る計画の報告

事業承認者（農村振興局長を除く。）は、エにより承認した振興推進計画及び事業実施計画並びにオにより承認した年度別事業実施計画については別紙様式第 1 号により、農村振興局長に報告するものとする。

キ 処分制限期間内の財産処分

処分制限期間内に財産処分を行う場合にあっては、国は事業実施主体に対し、交付金の全部又は一部を返還させることがある。

ク 余暇法に基づく登録

本事業により宿泊施設を整備した場合において、余暇法第 2 条第 5 項に定める農林漁業体験民宿業を営む者は、同法第 16 条第 1 項に定める登録を受けるものとする。

(2) 別表 1 の事項 6 の事業について

ア 振興推進計画及び事業実施計画の策定

事業実施主体は、1 の選定を受けてから 1 月以内に別紙様式 4 号により振興推進計画及び事業実施計画を策定し、事業承認者に提出するものとする。

イ 振興推進計画及び事業実施計画の承認

事業承認者は、アにより提出された振興推進計画及び事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、交付等要綱、実施要領等に照らして適当であると認める場合にあっては、これを承認するものとする。

ウ イに係る計画の報告

事業承認者（農村振興局長を除く。）は、イにより承認した振興推進計画及び事業実施計画について、別紙様式第1号により農村振興局長に報告するものとする。

3 振興推進計画及び事業実施計画の重要な変更

2の(1)のアからエまで並びにカの振興推進計画及び事業実施計画に係る規定並びに(2)の規定は、振興推進計画及び事業実施計画の変更のうち次に掲げるものについて準用する。この場合において、2の(1)のア及び(2)のアの規定中「1の選定を受けてから1月以内に」とあるのは、「振興推進計画及び事業実施計画を変更するときは」と読み替えるものとする。

ア 総事業費の3割を超える増減

イ 事業実施主体又は事業実施期間の変更

ウ 各事業の追加又は廃止

4 事業の委託

(1) 別表1の事項1、3及び6の事業を行う事業実施主体は、他の民間団体等に事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載した上で事業承認者の承認を得るものとする。

ア 委託先を決定している場合にあつては、委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

(2) 事業実施主体は、委託に要する費用について、原則として経済性の観点から相見積りを取り、その中で最低価格を提示した者の見積りを積算内容の根拠とする。相見積りを取らない場合又は相見積りのうち最低価格を提示した者を選定しない場合にあつては、その理由を明らかにした理由書を事業承認者に提出するものとする。

(3) 事業実施主体は、委託契約書の作成に当たっては、委託する業務の内容を具体的に明記するものとする。また、委託した業務が終了したかどうかについて、委託先が作成した報告書等により確認するものとする。

第4 助成

交付等要綱第3の2及び別表1により農村振興局長が別に定める交付対象事業の実施に要する経費は、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等、補償費、資材等購入費、機械賃料、研修手当、工事費、実施設計費並びに工事雑費とする。

また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

第5 実施基準等

別表2の事項5又は6の選定要件の欄に掲げる農村振興局長が別に定める基準については、次に掲げるものとする。

1 費用対効果分析は、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより行うものとし、この分析結果が当該通知の基準を満たすものとする。なお、既存の施設の改修、建物の附帯的な施設又は修景の整備を行う場合にあつては、投資効率を1.0とみなすことができるものとする。

2 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品又は新材の利用による事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品若しくは古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。また、古民家等の郷土遺産に類する建物、既存の滞在施設等を活用する場合、当該施設に係る改修、建物の附帯的な施設整備等の事業を交付対象とすることができるものとする。

この場合における各事業の交付対象は、次のとおりとする。

(1) 増築、改築又は併設の事業については、既存施設の取壊し及び撤去に係る経費は補助対象としない。

(2) 合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合に限り、交付対象とすることができるものとする。

(3) 古品又は古材の利用については、次によるものとする。

ア 古品又は古材を利用する場合は、古品又は古材を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。

イ 使用する古品又は古材の材質、規格、型式等は、新品又は新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品又は新資材と同程度の耐用を有するものでなければならないものとする。

ウ 古品又は古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品又は新資材の価格を下回るものとする。なお、事業実施主体が無償で入手した古品又は古材については、交付対象としないものとする。

エ 古品を使用する施設について交付対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は交付対象としないものとする。

3 交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表等による耐用年数が5年以上のものとする。

4 整備する施設に浴室が含まれる場合の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 浴室は当該施設における利用者数に応じた適正な規模であるものとする。

(2) 温泉水の活用は認めない。

5 大型遊具、ゴルフ施設、これらと類似の施設等は、交流促進が図られる場合であっても交付の対象としないものとする。

6 事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。

(1) 都道府県及び近隣市町村における類似施設の賦存状況、利用状況の実績、今後の見込み等

(2) 施設等の内容や利用対象者、利用時期等の当該施設等に係る利用形態等

(3) 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等の当該施設等における利用環境等

(4) 施設等の適切な運営に必要な経営戦略、運営体制等

7 整備する施設等は利用計画等に沿って適正に利用されると認められ、かつ、施設の処分制限期間又は10年間のいずれか長い期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。

8 個人施設(別表1の事項6の事業を除く。)、目的外使用のおそれがあるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。

9 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。

ならない。

- 10 施設の整備に係る用地の規模は著しく過大となってはならない。
- 11 施設の整備に係る用地が確保される見通しが無い等事業着手までに相当の期間を要すると認められる事由が発生しているものは、交付対象としないものとする。
- 12 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まなければならない。
- 13 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まなければならない。
- 14 汎用性のある備品等は、交付対象としないものとする。
- 15 宿泊機能を備えた施設の整備をする場合にあっては、次に掲げる事項に適合することとする。
 - (1) 実施地域内における農山漁村体験や農林漁業体験と一体的な利用形態を備えていること。
 - (2) 一の計画における宿泊室数が原則として10室以内であること。ただし、既存施設を活用する場合は、この限りではない。
- 16 別表1の事項6の事業においては、旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可を取得するのに最低限必要な設備の整備及び宿泊施設の質の向上に資する設備の整備に係る経費を交付対象とする。なお、対象施設の所有者が生活利用などの目的外使用を行う設備の整備は、宿泊客と共用する場合であっても、交付対象外とする。

第6 事業の施行

別表1の3の事業（簡易な施設整備を実施する場合に限る。）、5及び6の事業にあっては、事業実施主体は、次に掲げる事項を踏まえ、事業を施行するものとする。

1 事業の施行

(1) 実施設計書の作成

ア 事業実施主体は、交付対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行って交付対象事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成するものとする。なお、複数年度で事業を実施する場合は、実施設計書において年度ごとの事業量及び事業費の区分を明確にすることとする。

イ 実施設計書の作成に当たり、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限りは単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

(2) その他関係法規に基づく許認可

事業の実施に当たり、行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するものを必要とするときは、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

2 施行方法

(1) 施行方法

交付対象事業は、(2)から(5)までに掲げるとおり、直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、一の事業については一

の施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の抑制を図るため適切と認められる場合には、一の事業について工種又は施設等の区分を明確にして二以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事は、原則として請負施行によるものとする。

(2) 直営施行

ア 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を直接行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、工事の適正な実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 購入

共同利用機械及び器具の購入については、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付する又は随意契約によるものとする。また、計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、事業実施主体の入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

なお、随意契約は、以下の場合に限るものとする。また、(イ)の場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア) 事業実施主体が農林漁業者の組織する団体であって、競争入札に付することができない場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

(イ) 競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合

(3) 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次に掲げる方法等により行い、適正を期するものとする。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。入札業務の執行に当たっては、事業承認者は適切な指導を行うものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。なお、(ウ)の場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア) 事業実施主体が、農林漁業者等の組織する団体であって、競争入札に付

し難い場合において、当該事業実施主体の総会等の議決を得る等の手続きを行う場合

(イ) 事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づき P F I 事業を実施する場合

(ウ) 競争入札に付しても入札者がいない場合又は落札に至らない場合

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行及び施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(4) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行による場合は、総会の議決等所要の手続きを行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農業協同組合又は農林漁業者等の組織する団体等が、交付対象事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と共同利用施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとする。当該契約に基づき委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は交付対象事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、代行施行によることの理由

を明確にし、総会の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、事業の目的に即して適正に工事等を実施することから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者並びに機械及び施設の製造請負人の選定については、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正な価格をもって使用されることにより事業費の抑制を図ることを旨として、決定するものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設の引渡しを受けるに当たっては、同

時に、受託代行者に対して工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

3 工事实施の手続

- (1) 事業実施主体は、本事業に係る工事に着手するときは、別紙様式第5号により、速やかに事業承認者に届け出るものとする。
- (2) 事業実施主体は、工事が完了したときは、別紙様式第6号により、事業承認者に届け出るものとする。
- (3) 事業承認者は、(2)による届け出があった場合にあっては、現地調査等により完了の確認を行い、不適正な事態がある場合は、手直し等の措置を指示するものとする。
- (4) 事業実施主体は、(3)による指示があった場合にあっては、手直し等の措置を講じるものとする。

4 契約の適正化

交付対象事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第7 施設等の管理

事業実施主体は、施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理は、事業実施主体（事業実施主体が連携体の場合にあっては、施設等の所有者である連携体の構成員）がこれを行うものとする。ただし、別表1の事項5の事業を行う場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者が同条第1項の規定による条例の定めるところにより施設等を管理する場合には、この限りではない。また、事業実施区域内に存する団体等（事業実施主体となり得る者に限る。）であって、事業実施主体が直接管理する場合よりその施設等の設置目的の達成等の見地からより適切な管理を行い、かつ施設等の目的外使用及び他者への転貸借のおそれがないと認められる場合には、次の方法のいずれかにより、その団体等に管理させることができる。ただし、事業実施主体は、引き続き2及び3による施設の管理の責務を負うものとする。

- (1) 当該団体等と委託契約を結ぶこと。なお、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の期日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利及び義務等必要な事項について、当該団体等と予め協議の上、契約内容に盛り込むものとする。
- (2) 当該団体と賃貸借契約又は使用貸借契約を結ぶこと。なお、貸与する施設等の種類、設置場所、貸与の年月日、管理方法、貸与を受ける者の権利及び義務等必要な事項について、当該団体等と予め協議の上、契約内容に盛り込むものとする。その際、施設等の目的外使用及び他者への転貸借を禁止する旨も併せて契約内容に盛り込むものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、補助金等交付事務の取扱いについて（昭和39年11月19日付け39経第4086号農林大臣官房経理課長通知）様式第3号による財産管理台帳を施設等に備え置くものとする。

(2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、地域協議会の議決等所要の
手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うと
ともに、施設等の継続的活用を図り得るよう更新に必要な資金の積立に努める
ものとする。

(3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応
じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 利用料に関する事項

ク 保全に関する事項

ケ 償却に関する事項

コ 更新に必要な資金の積立に関する事項

サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ その他必要な事項

(4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図
るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存する
ものとする。

3 利用計画の変更

第5の7の利用計画等の変更については、振興推進計画策定当初の目的に資す
るものである場合には、事業実施主体はこれを変更できるものとする。

第8 交付対象事業費の内容、構成及び積算

別表1の3の事業（簡易な施設整備を実施する場合に限る。）、5及び6の事業に
係る交付対象事業費の内容等は、以下に掲げるとおりとする。

1 交付対象事業費の内容

(1) 建設工事及び製造請負工事費

建設工事及び製造請負工事費の実施に要する経費に係る国の交付対象経費
は、次のとおりとする。

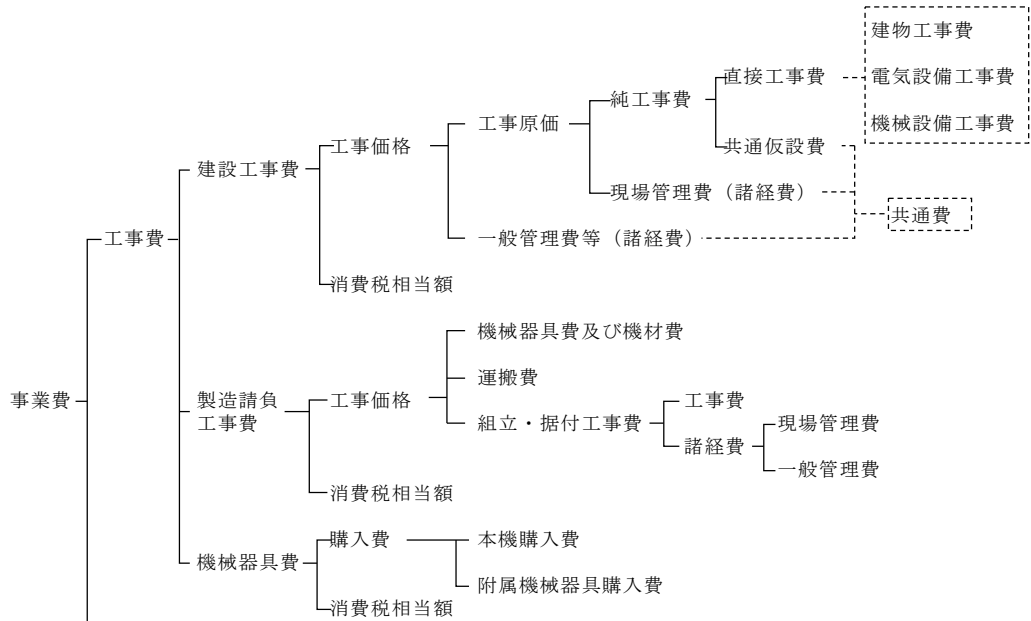
<p>1 工事費 (a) 建設工事費 (b) 製造請負工事費 (c) 機械器具費 2 実施設計費 3 工事雑費</p>	<p>機械器具は汎用性がないものに限る。</p> <p>農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション 対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事 業）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて （令和4年4月1日付け3農振第3019号農林水産 省農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事 雑費の取扱通知」という。）の記の2</p>
---	---

2 本交付金に係る事業費の構成

1の交付対象事業費の構成は、次を標準とする。

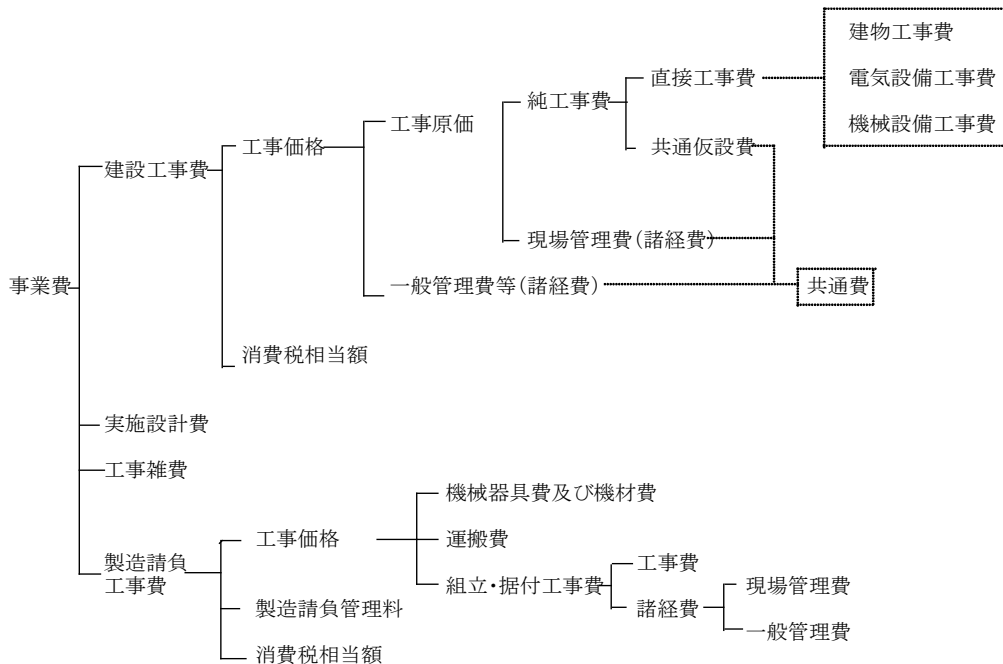
(1) 建築工事及び製造請負工事

ア 請負施行の場合



注) この表は、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」、「公共建築工事見積標準書式」の制定について(平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準拠したものである。

イ 代行施行の場合



3 本交付金に係る事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、一の事業が二以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法に区別して積算するものとする。

(1) 建設工事及び製造請負工事

建設工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

- a 工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費については直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費については機械器具費・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具については本機、附属作業機械等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備、機械設備工事等に区分し、共通費は共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

また、製造請負工事費及び機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確とした上で、性能の比較検討等を行うものとする。

- b 建設工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛かり」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

(イ) 支給品費

- a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に原則として無償で支給する工事材料費として、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討した上で、工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 古品又は古材

- a 古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。
- b 請負工事にあつては、当該工事に使用される古品又は古材は事業実施主体からの支給品として取り扱うものとする。

(エ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準備費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通して必要となる仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技術管理費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
その他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

(オ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする表1に掲げる現場管理費及び表2に掲げる一般管理費等とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

表1 現場管理費

区 分	内 容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書、謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通

退職金	費、住宅手当等) 及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等 現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞、図書、雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

表2 一般管理費

区 分	内 容
役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む。)
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金(退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。)
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用

寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

(カ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計等と併せて工事の施工監理を建築士等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ 工事雑費

交付対象となる工事雑費の用途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の1によるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付対象としないものとする。

地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合には、一般管理費については、地方公共団体等が出資する法人が事業承認者と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5%に相当する額以内とする。

オ 合体施行

合体施行により施設整備を実施する場合の施設費の交付対象となる経費と交付対象とならない経費の区分については、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した適正な方法で行うとともに、実施設計書において明らかにしておくものとする。

また、実施設計費及び工事雑費の按分は、それぞれの事業費の割合に応じ

て適正に行うものとする。

第9 事業の評価

別表1の事項1から3まで及び5、6の事業の評価については、次に掲げる方法で行うものとする。

1 事業実施主体は、事業開始年度から振興推進計画に定める目標年度までの毎年度について、事業実施計画に定めた取組状況、事業実績、事業実施体制等を踏まえた総合評価を行い、別紙様式第7号により各年度の翌年度の5月末日までに事業承認者に報告するものとする。

なお、2年目の評価については、第3の2の(1)のイの(イ)又は(ウ)に掲げる事項を考慮し、実施体制の評価を行うこととする。

2 1により報告を受けた事業承認者は、事業実施主体から報告された評価の内容を評価し、その結果を地方農政局等のホームページで公表するものとする。また、事業承認者(農村振興局長を除く。)は、当該評価結果を別紙様式第1号により農村振興局長に速やかに報告するものとする。

3 事業承認者は、2の事業評価の内容を評価するに当たり、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見聴取を行うものとする。第三者機関は1により報告された評価について、その評価及び検証を行い、別紙様式第8号により事業承認者に報告するものとする。

4 1により報告を受けた事業承認者は、3の結果を踏まえ、目標の達成状況が低調と判断された事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果を公表するものとする。なお、目標の達成状況が低調な場合とは、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 事業開始年度から目標年度までの期間において、同計画で定めた目標の達成率が2年続けて70%未満となった場合又は単年度で50%未満となった場合

(2) 事業実績が、事業実施計画に定めた農泊推進事業の取組内容に予定する実績の50%に満たない場合

5 目標年度における目標の達成率が100%未満であった事業実施主体は、目標年度の翌年度の12月末日までに別紙様式第9号に定める改善計画を事業承認者に提出するものとする。

6 目標年度における目標の達成率が50%未満の場合にあっては、事業承認者は当該事業実施主体に対して目標年度の翌年度中に重点的な指導、助言等を行うものとする(ただし、4の定めるところにより重点的な指導、助言等を行うことが既に確定している事業実施主体は除く)。

第10 事業の状況報告

1 事業承認者は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 事業承認者は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、第3の2の(1)のイの(エ)に定める要件を満たさないことが確認された場合その他の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。

3 事業承認者は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見

込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を振興推進計画の承認年度に遡って返還することを求めるものとする。

- 4 事業実施主体は、本事業の遂行状況等について、事業承認者に随時報告するほか、これらの者の求めに応じて報告を行い、適切な事業の執行に努めるものとする。

第11 他の施策との連携

本事業の実施に当たっては、次に掲げる1から3までの施策との連携に努めるものとする。

- 1 中山間地農業振興指針（平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知）に示す関係市町村の「将来ビジョン」の内容を反映し、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画に位置付けられた施策
- 2 みどりの食料システム法第16条1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は第21条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた施策
- 3 デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている中山間地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組に関する施策

別表1

事業名	事項	事業内容	事業実施主体	対象地域	事業実施期間
農山漁村 発イノベーション 推進事業	1 農泊推進事業	農泊の推進により地域の所得向上を図ろうとする意欲ある地域において、農泊を観光ビジネスとして持続的に活動できる体制の確立、農山漁村に賦存する伝統料理等の「食」、美しい景観等の地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組、情報発信等の取組	地域協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、P F I 事業者又は特定非営利活動法人	交付金の交付対象となる地域は、下記のいずれかを含む地域とする。ただし、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区に所在する施設における取組及び当該地区内における施設の整備については、交付対象としない。	上限2年間
	2 人材活用事業	農泊の推進により地域の所得向上を図ろうとする意欲ある地域において、今後の取組を担う地域外の人材（研修生）を活用する取組	地域協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、P F I 事業者又は特定非営利活動法人	(1) 特定農山村地域 (2) 振興山村 (3) 過疎地域 (4) 半島振興対策実施地域 (5) 離島振興対策実施地域 (6) 沖縄地域 (7) 奄美群島 (8) 小笠原諸島 (9) 特別豪雪地帯 (10) 指定棚田地域 (11) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域	上限2年間
	3 農泊地域高度化促進事業 (1) インバウンド対応	増大するインバウンド需要に対応するための、キャッシュレス環境の整備、Wi-Fi環境の整備、多言語対策、トイレの洋式化等のストレスフリーな環境の整備や、高付加価値化に資	地域協議会		

<p>(2) 高付加価値化 対応(食・景観)</p> <p>ア 食</p> <p>イ 景観</p> <p>(3) ワークেশョ ン対応</p>	<p>する食事メニューや体験プログラムの開発などのインバウンド受入体制の整備等のインバウンド対応の高度化に資する取組</p> <p>ア 地元食材を活用した商品開発、地元生産者との供給・連携体制の構築、地元食材を活用した新たな食事メニューの開発及び地域全体での提供、地域の食文化等を活かした体験プログラムの開発等の食を活用したコンテンツの高付加価値化に資する取組</p> <p>イ 地域の景観(歴史・伝統文化等に係るものを含む。)を活用した体験プログラムの開発、案内看板の設置等の地域の景観を活用したコンテンツの高付加価値化に資する取組</p> <p>ワークেশョン需要に対応するための Wi-Fi 環</p>		<p>(水田地帯を除く。)</p> <p>(12) 中山間地域</p> <p>(13) 農業振興地域</p> <p>(14) 漁業集落</p>	
---	--	--	---	--

		境の整備、オフィス環境（机、椅子、アクリル板等）の整備、企業等への情報発信等のワーケーション受入対応の高度化に資する取組	
	4 農家民宿転換促進費	農泊実践地域における旅行者の受入拡大を図るため、農家民泊から農家民宿へ転換する取組	連携体
農山漁村 発イノベーション 整備事業	5 市町村・中核法人実施型	古民家、廃校舎等を活用した滞在施設、農林漁業・農山漁村体験施設等を整備する取組	市町村、地域協議会の中核となる法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、PFI事業者又は特定非営利活動法人
	6 農家民泊経営者等実施型	農家民泊経営者等が行う以下の取組 ① 旅館業法に基づく簡	連携体

1年間 ただし、社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生による期間の延長等を考慮し、最大2年間とすることができる。
上限2年間 ただし、社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生による期間の延長等を考慮し、最大4年間とすることができる。
1年間 ただし、社会情勢の変化

		<p>易宿所の営業許可の取得に最低限必要となる設備の整備</p> <p>② 個人旅行者を呼び込むために必要となる宿泊施設の質の向上のための設備の整備</p>			<p>や災害等の不測の事態の発生による期間の延長等を考慮し、最大2年間とすることができる。</p>
<p>農山漁村発イノベーション推進事業</p>	<p>7 広域ネットワーク推進事業</p> <p>(1) 都道府県単位における取組</p> <p>(2) 全国単位における取組</p> <p>(3) 地方農政局単位における取組</p>	<p>国内外の旅行者、旅行者等に個々の農泊地域の魅力を効果的に情報発信する取組、農泊に係る取組の拡大を図るための取組、専門家の派遣、経営能力向上のための研修等を行う取組</p>	<p>(1) 都道府県単位における取組 都道府県</p> <p>(2) 全国単位における取組 特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は民間企業</p> <p>(3) 地方農政局等単位における取組 特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は民間企業</p>		<p>1年間</p>

別表 2

事業名	事項	選定要件	交付率及び助成額
農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）	1 農泊推進事業	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農泊を観光ビジネスに資する取組として実施すること。 2 事業完了時まで、地域で生産された農林水産物を用いた食事の提供及び農林漁業体験の提供を行う体制を構築すること。 3 事業実施主体の構成員に旅館業法の許可を受けて宿泊を提供する者が含まれる場合には、本事業の完了時まで、OTA サイト又は旅行会社のオンライン販売サイトにおけるオンライン予約に対応すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付率は、定額とする。 2 各年度の助成額の上限額は、500万円とする。
	2 人材活用事業	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事項1の事業と併せて実施すること。 2 当該人材の受入れが、第3の2の(1)のイの(オ)により定める数値目標の達成に直結するものであること。 3 雇用契約を行う場合にあっては、当該人材が以下の条件を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ① 雇用契約締結時点で、生活の拠点及び住民票が事業実施地域内、3大都市圏の都市地域、3大都市圏内の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域及び政令指定都市でない者であること。 ② 雇用契約締結後の生活の拠点及び住民票が事業実施地域内もしくは事業実施地域に容易に通勤できる場所であること。 <p>※ 「3大都市圏」、「都市地域」、「一部条件不利地域」、「条件不利区域」の定義については、総務省「地域おこし協力隊員の地域要件について」 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000847997.pdf) のとおり。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付率は、定額とする。 2 各年度の助成額の上限は、250万円とする。 ただし、そのうち人件費に相当する額については、200万円を上限とする。 また、研修手当の上限単価は、月額14万円とする。

<p>3 農泊地域高度化促進事業 (1) インバウンド対応</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事項1の事業を実施し完了した地域協議会又は事項1の実施期間中に組織された地域協議会であり、かつ当該事業の実施期間中に、インバウンドに対応するための取組を実施していること。 2 事業実施地域において、本事業完了までにキャッシュレス環境の整備、Wi-Fi環境の整備、多言語対策、トイレの洋式化のうち2以上の取組がなされていること。 3 事業実施主体の構成員に旅館業法の許可を受けて宿泊を提供する者が含まれる場合には、本事業の完了時までにOTAサイト又は旅行会社のオンライン販売サイトにおけるオンライン予約に対応すること。 4 事項3の(2)又は(3)の事業を実施していないこと。 5 「農山漁村振興交付金(農泊推進対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知)」に基づく農泊地域高度化促進事業(以下「旧農泊地域高度化促進事業」という。)を実施していないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付率は、定額とする。 2 助成額の上限は200万円とする。ただし、トイレの改修に係る交付率は1/2以内とする。
<p>(2) 高付加価値化対応(食・景観) ア 食</p>	<p>ア 次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事項1の事業を実施し完了した地域協議会又は当該事業の実施期間中に組織された地域協議会であり、かつ当該事業の実施期間中に、地元食材の利用増進を図るための取組を実施していること。 2 事業実施区域において、本事業完了までに地元食材を活用した商品開発、地元生産者との供給・連携体制の構築、地元食材を活用した新たな食事メニューの開発及び地域全体での提 	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付率は、1/2以内とする。 2 助成額の上限は、以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 事項3の(2)のア、イ及び(3)の取組のうち、いずれか1つの取組を実

<p>イ 景観</p>	<p>供又は地域の食文化等を活かした体験プログラムの開発のうち1以上の取組がなされていること。</p> <p>3 事業実施主体の構成員に旅館業法の許可を受けて宿泊を提供する者が含まれる場合には、本事業の完了時までにはOTAサイト又は旅行会社のオンライン販売サイトにおけるオンライン予約に対応すること。</p> <p>4 事項3の(1)の事業を実施していないこと。</p> <p>5 旧農泊地域高度化促進事業を実施していないこと。</p> <p>イ 次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 事項1の事業を実施し完了した地域協議会又は当該事業の実施期間中に組織された地域協議会であり、かつ日本農業遺産や指定棚田等の景観に係る観光資源が当該協議会の取組地域の存する市町村内にあること。</p> <p>2 事業実施区域において、本事業完了までに景観を活用した体験プログラムを開発する取組がなされていること。</p> <p>3 事業実施主体の構成員に旅館業法の許可を受けて宿泊を提供する者が含まれる場合には、本事業の完了時までにはOTAサイト又は旅行会社のオンライン販売サイトにおけるオンライン予約に対応すること。</p> <p>4 事項3の(1)の事業を実施していないこと。</p> <p>5 旧農泊地域高度化促進事業を実施していないこと。</p>	<p>施する場合にあっては、100万円とする。</p> <p>② 事項3の(2)のア、イ及び(3)の取組のうち、複数の取組を実施する場合にあっては、150万円とする。(ただし、各取組の助成額の上限は100万円とする。)</p> <p>3 事業と併せて行う簡易な施設整備に係る助成額の上限は、併せ行うソフト対策に対する助成額よりも低い額とする。</p>
-------------	---	---

<p>(3) ワークেশョ ン対応</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事項1の事業を実施し完了した地域協議会又は当該事業の実施期間中に組織された地域協議会であること。 2 事業実施区域において、本事業完了までに Wi-Fi 環境の整備、オフィス環境（机、椅子、アクリル板等）の整備又は企業等への情報発信のうち1以上の取組がなされていること。 3 事業実施主体の構成員に旅館業法の許可を受けて宿泊を提供する者が含まれる場合には、本事業の完了時までに OTA サイト又は旅行会社のオンライン販売サイトにおけるオンライン予約に対応すること。 4 事項3の(1)の事業を実施していないこと。 5 旧農泊地域高度化促進事業を実施していないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付率は、1/2以内とする。 2 助成額の上限は、以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 事項3の(2)のア、イ及び(3)の取組のうち、いずれか1つの取組を実施する場合には、100万円とする。 ② 事項3の(2)のア、イ及び(3)の取組のうち、複数の取組を実施する場合には、150万円とする。（ただし、各取組の助成額の上限は100万円とする。） 3 事業と併せて行う簡易な施設整備に係る助成額の上限は、併せ行うソフト対策に対する助成額よりも低い額と
---------------------------	---	---

			する。
	4 農家民宿転換促進費	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事項6の事業を併せて実施すること。 2 連携体の構成員である農家民泊経営者は、本事業完了後の翌年度末までに余暇法に基づく農林漁業体験民宿業の登録をしていること。	1 交付率は、定額とする。 2 連携体の構成員である農家民泊経営者1名当たりの助成額の上限は、100万円又は別表1の事項6の事業における①に要した費用の1/2以内のいずれか低い額とする。
農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）	5 市町村・中核法人実施型	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 市町村以外を事業実施主体とする場合にあっては、事業実施主体となる団体等が農泊実施の中心的な役割を担っていること。 2 別記4第5に定める基準に適合するものであること。 3 事項6の事業を実施していないこと。 4 整備した宿泊施設の営業に当たっては、OTAサイト又は旅行会社のオンライン販売サイトにおけるオンライン予約に対応すること。	1 交付率は、1/2とする。 2 2か年の助成額の上限は、2,500万円とする。ただし、第3の2の(1)のウの(ウ)に掲げるaからeまでの条件を満たす場合にあっては、5,000万円、aからhまでの条件を満たす場合

			にあつては、1億円とする。ただし、助成額の上限が5,000万円を超える場合の延べ床面積1m ² あたりの事業費の上限は29万円とする。
	6 農家民泊経営者等実施型	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 農泊実施のための地域協議会及び中心的な役割を担う法人が設立済みであり、事業実施区域内で宿泊、食事及び体験の提供を行う体制が整っていること。 2 連携体の構成員である農家民泊経営者等は、本事業完了後の翌年度末までに旅館業法の許可を取得していること。 3 別記4第5に定める基準に適合するものであること。 4 事項5の事業を実施していないこと。 5 整備した宿泊施設の営業に当たっては、OTAサイト又は旅行会社のオンライン販売サイトにおけるオンライン予約に対応すること。	1 交付率は、1/2以内とする。 2 助成額の上限は5,000万円とする。ただし、農家民泊経営者等の1名当たりの助成額の上限は、1,000万円とする。
農山漁村発イノベーション推進事業(農泊推進型)	7 広域ネットワーク推進事業		
	(1) 都道府県単位における取組	次に掲げる要件1を満たすこと。また、要件1に掲げる取組と併せて都道府県単位で農泊に取り組むネットワーク組織を構築する取組を行う場合には、要件2を満たすこと。 1 農泊の推進に向け、都道府県単位での調査・研究、普及・啓発及びこれらを通じた人と情報のネットワーク構築等の取組であること。 2 農泊に取り組む地域の拡大に向け、都道府県単位でネットワー	1 交付率は、定額とする。 2 1都道府県当たりの助成額の上限は、以下のとおりとする。 ① 選定要件1の

		<p>ク組織を構築し、一定水準の農泊の取組を行っている地域を選定する取組であること。</p>	<p>取組のみを実施する場合にあっては、250万円とする。</p> <p>② 選定要件1及び2の取組を実施する場合にあっては、300万円とする。</p>
	<p>(2) 全国単位における取組 (3) 地方農政局単位における取組</p>	<p>農泊を持続的な取組として実施できる地域の確立に向け、農泊の魅力を国内外の消費者に発信するためのプロモーション、農泊地域等の経営能力向上のための経営セミナー、農泊地域等における様々な課題を解決するための専門家派遣、農泊の効果分析や取組の成果の横展開のための調査・研究等を行う取組であること。</p>	<p>1 交付率は、定額とする。</p> <p>2 取組ごとの上限は、(2)の取組に当たっては農村振興局長が、(3)の取組に当たっては地方農政局長が別に定める公募要領によるものとする。</p> <p>3 専門家派遣に要する専門家の旅費は派遣先地域の自己負担とする。</p>

別表 3

農泊推進型に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
農泊推進型の事業実施主体	
農泊推進事業、人材活用事業、農泊地域高度化促進事業、農家民宿転換促進費、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	農村振興局長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
広域ネットワーク推進事業のうち都道府県単位における取組	
北海道に所在する事業実施主体	農村振興局長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
広域ネットワーク推進事業のうち全国単位における取組	農村振興局長
広域ネットワーク推進事業のうち地方農政局単位における取組	地方農政局長

番 年 月 日

農村振興局長 殿

事業承認者

令和●年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）及び農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）の関係書類の報告について

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記4の第3又は第9の規定に基づき、下記の事項について提出（報告）します。

記

	農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（の変更）
	年度別事業実施計画
	事業実施評価

※ 該当する事項に「○」を記入してください。

文書番号（任意記載）	
申請年月日	令和 年 月 日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

申請先	
-----	--

農山漁村振興推進計画及び事業実施計画 承認申請
農山漁村発イノベーション対策（農泊推進型）

事業開始年度	令和〇年度
--------	-------

【取組メニュー】

農山漁村発イノベーション推進事業	
	農泊推進事業
	人材活用事業
	農泊地域高度化促進事業（（1）インバウンド対応）
	農泊地域高度化促進事業（（2）ア 高付加価値化対応（食））
	農泊地域高度化促進事業（（2）イ 高付加価値化対応（景観））
	農泊地域高度化促進事業（（3）ワーケーション対応）
	農家民宿転換促進費
農山漁村発イノベーション整備事業	

※推進事業を実施する場合は該当する取組事業に「○」を記入してください。

※整備事業を実施する場合は、整備区分^(注)欄に記入してください。

整備区分	
------	--

注 整備区分については、以下のいずれかから該当するものを選択してください。

- ・市町村・中核法人実施型
- ・農家民泊経営者等実施型

地域・事業実施主体等の概要

・地域の概要

- ・事業実施主体（地域協議会）構成員数（団体数） ○○名（○○団体）
 - うち宿泊関係者数（団体数） ○○名（○○団体）
 - うち飲食関係者数（団体数） ○○名（○○団体）
 - うち体験プログラム提供者数（団体数） ○○名（○○団体）

注 事業実施主体が連携体の場合は、連携する地域協議会の構成についても記載すること。

取組のポイント（10行以内）

注 事業実施主体が連携体の場合は、連携する地域協議会の取組について記載すること。

1. 事業実施主体等

1-1. 農泊推進事業、人材活用事業、農泊地域高度化促進事業

フリガナ	
事業実施主体（団体名）名	
組織形態	
取組地域の所在する都道府県・市町村	
フリガナ	
代表者役職及び氏名	
事業実施主体の所在地及び連絡先	
事務局（団体名）	
事務局の所在地及び連絡先	

1-2. 農家民宿転換促進費、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型

フリガナ	
事業実施主体（団体名）名	
組織形態	
取組地域の所在する都道府県・市町村	
フリガナ	
代表者役職及び氏名	
事業実施主体の所在地及び連絡先	

2. 事業実施主体構成員

事業実施主体構成員 （団体又は個人）の名称 [法人形態]	中核 法人	事業実施主体内 における役割	インバウ ンド受入 対応の可 否	ワーケー ション受 入対応の 可否
所在地及び連絡先				

注1 地域協議会構成員については、宿泊、食事及び体験プログラムを提供する者を含むこと。

注2 「事業実施主体内における役割」欄には、「体験プログラム（〇〇〇）を提供」「飲食店（〇〇〇）に食材供給」「宿泊（定員：〇名）」等具体的に記載すること。

注3 「9. 収支見通し」と整合を図ること。

注4 事業実施主体が連携体の場合は、地域協議会及びその構成員である農家民泊経営者等を全て記載すること。

3. 事業実施主体体制図

※ 宿泊・食事・体験メニューの提供といった機能をどの者が担っているか、又は担うことが見込まれるのか、図等を用いて分かりやすく記載すること。

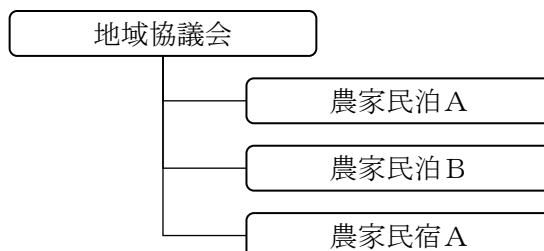
(例)

プロモーション担当
株式会社〇〇

インバウンド旅行企画販売
株式会社〇×

地域協議会	中核団体	一般社団法人A
	宿泊受入	NPO〇〇〇〇
		A農家
		B農家
	食事	C農家
		レストランA
		レストランB
	体験メニュー	農家レストランA
		株式会社A
		A農家
B農家		
		株式会社B

(連携体)



注1 事業実施主体体制図に関しては、「2. 事業実施主体構成員」における役割分担を踏まえつつ、代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理担当者及び代表者が不在となった場合の地位継承者等を必ず明示すること。

注2 代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理担当者及び代表者が不在となった場合の地位継承者については、経歴や実績（ただし、観光や地域振興に関係した分野に限定）を添付すること。

4. 地域の現状・課題

- ※ これまでの取組状況（宿泊者数、訪問者数、イベント、参加した展示会等）について、数値等データを元にして具体的に記載すること。
- ※ これまでの取組等を通じて明らかになった課題について具体的に記載すること。

注1 農泊地域高度化促進事業の場合は、インバウンド対応、高付加価値化対応（食・景観）、ワーケーション対応に直接的に資する理由を明記すること。

注2 農家民泊経営者等実施型の場合は、改修対象施設の旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可の取得状況又は取得見込み（取得への課題等）について記載すること。

5. 課題に対する対応（事業実施内容）

※ 「4. 地域の現状・課題」で挙げられた課題に対し、どのように対応していくのか、目指す将来像を明らかにしつつ、課題のどの部分に対して本事業を活用するのか明記すること。

※ 別表1の事項1の事業（農泊推進事業）、2の事業（人材活用事業）、事項3の事業（農泊地域高度化促進事業）及び事項5の事業（市町村・中核法人実施型）及び事項6の事業（農家民泊経営者等実施型施設整備事業）については、本事業終了後、引き続き地域で生産された農林水産物を用いた食事及び農林漁業体験等の提供を持続的な取組として継続するための工夫等について記載すること。

また、これらの事業における宿泊・食事・体験の提供に係る営業にあたっては、それぞれ以下の営業の継続期間において、以下の営業に当たっての基準を遵守することとする。

（ただし、事業完了後に提供する食事メニュー及び体験プログラムについては必ずしも事業完了時点のものと同一である必要はない。）

	営業に当たっての基準	営業の継続期間
① 別表1の事項1の事業（農泊推進事業）及び2の事業（人材活用事業）を行う場合	本様式の6の（1）で定める食事メニュー及び体験プログラムの提供数を下回らないこと	事業完了後5年間
② 別表1の事項5の事業（市町村・中核法人実施型）及び事項6の事業（農家民泊経営者等実施型施設整備事業）により宿泊施設の整備を行う場合	本様式の5で宿泊施設の類型ごとに定める営業基準日数を下回らないこと	交付対象施設の処分制限期間又は10年間のいずれか長い期間
③ ①及び②を合わせ行う場合	別表1の事項1及び2の事業については①の基準及び期間 別表1の事項5及び6の事業については②の基準及び期間	
④ 別表1の事項3の事業（農泊地域高度化促進事業）を行う場合	本様式の6の（2）でそれぞれの対応ごとに設定する項目の数値を下回らないこと	事業完了後5年間

【農泊推進事業】

※ 宿泊部門、飲食部門又は体験プログラム部門の別を問わず、客単価及び客数の向上に向けた具体的な取組を記載すること。また、取組内容ごとの実施予定の数量及び単位並びに主要な取組について下記の表に記載すること。

【令和〇年度（1年目）】

（具体的な取組について記載）

番号	取組内容	実施予定数		主要な取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注1) 「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載する。

注2) 「主要な取組」の欄には、取組のうち「6. 目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で特に重要なものについて、「○」を記入すること。

【令和○年度（2年目）】
 (具体的な取組について記載)

番号	取組内容	実施予定数		主要な取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注1) 「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載する。

注2) 「主要な取組」の欄には、取組のうち「6. 目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で特に重要なものについて、「○」を記入すること。

【人材活用事業】

※ 目標の達成に向けた具体的な取組を記載すること。また、取組内容ごとの実施予定の数量及び単位並びに主要な取組について下記の表に記載すること。

【令和○年度（1年目）】
 (具体的な取組について記載)

番号	取組内容	実施予定数		主要な取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注1) 「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載する。

注2) 「主要な取組」の欄には、取組のうち「6. 目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で特に重要なものについて、「○」を記入すること。

【令和○年度（2年目）】
（具体的な取組について記載）

番号	取組内容	実施予定数		主要な取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注1) 「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載する。

注2) 「主要な取組」の欄には、取組のうち「6. 目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で特に重要なものについて、「○」を記入すること。

【農泊地域高度化促進事業】

※ 宿泊部門、飲食部門又は体験プログラム部門の別を問わず、インバウンド対応、高付加価値化対応（食・景観）、ワーケーション対応に直接的に資する具体的な取組を記載すること。また、取組内容ごとの実施予定の数量及び単位並びに主要な取組について下記の表に記載すること。

【令和○年度（1年目）】
（具体的な取組について記載）

番号	取組内容	実施予定数		主要な取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注1) 「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載する。

注2) 「主要な取組」の欄には、取組のうち「6. 目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で特に重要なものについて、「○」を記入すること。

【令和○年度（2年目）】
（具体的な取組について記載）

番号	取組内容	実施予定数		主要な取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注1) 「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載する。

注2) 「主要な取組」の欄には、取組のうち「6. 目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で特に重要なものについて、「○」を記入すること。

【農家民宿転換促進費、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型】

- ※ 改修する施設、改修内容及び農泊推進事業との連携等を具体的に記載すること。
- ※ 農家民泊経営者等実施型の場合は、旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可を取得するのに最低限必要な改修内容とその他の改修内容とに分けて記載すること。
- ※ 整備した宿泊施設の営業に当たっては、交付対象施設等の処分制限期間又は10年間のいずれか長い期間内において、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型の対象となる宿泊施設の類型ごとに、以下に示す営業基準日数を下回らない営業を行うこと。
また、以下の基準を下回らざるを得ない場合については、その理由を備考欄に具体的に記載すること。
併せて、取組内容ごとの実施予定の数量及び単位並びに主要な取組について下記の表に記載すること。

【令和〇年度（1年目）】
（具体的な取組について記載）

番号	取組内容	実施予定数		主要な取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注1) 「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載する。

注2) 「主要な取組」の欄には、取組のうち「6. 目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で特に重要なものについて、「○」を記入すること。

【令和〇年度（2年目）】
（具体的な取組について記載）

番号	取組内容	実施予定数		主要な取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注1) 「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載する。

注2) 「主要な取組」の欄には、取組のうち「6. 目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で特に重要なものについて、「○」を記入すること。

【宿泊施設の類型】	【営業基準日数】	【目標年度の営業日数】	【備考】
旅館・ホテル	20日／月 かつ 240日／年		
農家民宿	100日／年		
農家民泊・民泊 等	50日／年		

6. 目標

※ 本計画で取り組む事業について記載する（過年度に実施した事業の記載は不要）。

(1) 目標及び評価指標（農泊推進事業、人材活用事業）

目標項目	現状 (令和○年度)	途中年度 (令和○年度)	目標年度 (令和○年度)
売上高（万円）			
延べ宿泊者数（人泊）			
評価指標項目	現状 (令和○年度)	途中年度 (令和○年度)	目標年度 (令和○年度)

※数値は事業実施主体構成員の数値の単純合計とする。

目標及び評価指標設定の考え方

- ・
- ・
- ・

(2) 目標及び評価指標（農泊地域高度化促進事業）

目標項目	現状 (令和○年度)	途中年度 (令和○年度)	目標年度 (令和○年度)
注5に示す目標項目を設定			
評価指標項目	現状 (令和○年度)	途中年度 (令和○年度)	目標年度 (令和○年度)
目標達成に必要となる評価指標項目を設定			

※数値は事業実施主体構成員の数値の単純合計とする。

目標及び評価指標設定の考え方

- ・
- ・
- ・

【参考】

項目	現状 (令和○年度)	事業着手5年目 (令和○年度)
年間宿泊者数（人泊）		

(3) 目標及び評価指標 (市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型)

目標項目	現状 (令和○年度)	途中年度 (令和○年度)	途中年度 (令和○年度)	目標年度 (令和○年度)
売上高 (万円)				
延べ宿泊者数 (人泊)				
評価指標項目	現状 (令和○年度)	途中年度 (令和○年度)	途中年度 (令和○年度)	目標年度 (令和○年度)

※改修施設ごとの数値及びその合計値を記載すること。

目標及び評価指標設定の考え方

- ・
- ・
- ・

注1 目標年度は、農泊推進事業又は農泊地域高度化促進事業のみを実施する場合は事業完了年度、市町村・中核法人実施型又は農家民泊経営者等実施型実施する場合は事業開始から起算して3年目とする。

注2 「目標設定の考え方」については、客観的な数値(例: 県の観光計画、近年の旅行者数の伸び、インバウンド需要の伸び(LCC就航、クルーズ船入港計画等)、観光インフラ整備状況)を基礎として記載することとする。また、参考となる資料は別添として添付することとする。

注3 評価指標については、飲食店の来店者数、直売所の来店者数、体験プログラム数等、(1)～(3)の目標の達成に向けた指標項目を複数設定すること。

注4 「目標及び評価指標設定の考え方」には、目標年度までの途中年度の目標を記載すること。

注5 それぞれの対応ごとに以下の数値目標を設定すること。

- (1) インバウンド対応: インバウンドによる地域の売上高(万円)及び延べ宿泊者数(人泊)
- (2) ア 高付加価値化対応(食): 新たに開発したメニュー等の売上高(万円)及び延べ利用者数(人)
- (2) イ 高付加価値化対応(景観): 新たに開発した体験プログラムの売上高(万円)及び延べ利用者数(人)
- (3) ワーカーション対応: ワーカーションによる地域の売上高(万円)及び延べワーカーション利用者数(人)

7. 年度別事業計画とその経費の内訳（※積算資料を添付してください。）

取組内容と主な経費

(単位：千円)

取組内容	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	他の補助金等 ③	自己資金 ④	備考
1. 農泊推進事業					
2. 人材活用事業					
3. 農泊地域高度化 促進事業					
(1) インバウンド対応					
(2) ア 高付加価値化対応 (食)					
(2) イ 高付加価値化対応 (景観)					
(3) ワーケーション 対応					
4. 市町村・中核法 人実施型					
5. 農家民泊経営者 等実施型					
合 計					

注1 取組内容は、「5. 課題に対する対応（事業実施内容）」と整合を図ることとする。

注2 「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を必ず記載することとする。

注3 農家民泊経営者等実施型において農家民宿転換促進費を活用する場合は、「総事業費」の欄において旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可を取得するのに最低限必要な設備の整備の費用（※1）を、「本交付金」の欄において農家民宿転換促進費（※2）を括弧内に記載すること。

8. 市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型

(1) 事業内容及び事業量

- ※ 具体的な整備内容及び事業量を記載すること。併せて積算資料を添付すること。
- ※ 国費が5千万円を超える宿泊施設の整備を計画する場合は、対象施設の客室数等の施設規模が適正であることを具体的な数値をもって明らかにすること。
- ※ 売買契約等所有権が確実に移転することを甲乙承認している書類（任意様式）を添付すること。
また、賃貸借契約又は使用貸借契約により事業を実施する場合にあっては、その契約の写しを添付すること。

(2) 事業費及び資金計画

(単位：千円)

施設名	事業費 A	事業費 B	交付金以外の財源 C = A - B

※ 改修施設ごとに記載すること。

※ 農家民泊経営者等実施型において農家民宿転換促進費を活用する場合は、「事業費」の欄において旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可を取得するのに最低限必要な設備の整備の費用（※1）を、「国費」の欄において農家民宿転換促進費（※2）を括弧内に記載すること。

・C欄の資金計画

※ 出資、融資、自己資金等の資金計画を明らかにすること。

(3) 収支計画

(単位：千円)

施設名				
年度	収入 A	支出 B	C = A - B	項目
施設名				
年度	収入 A	支出 B	C = A - B	項目
施設名				
年度	収入 A	支出 B	C = A - B	項目

※ 項目欄には、収入の基礎となるデータ（来客数、販売数、客単価等）及び支出の基礎となるデータ（仕入れ数、雇用者数、仕入れ単価等）を記載すること。

※ 改修施設ごとに当該施設単独での収支計画を記載すること。

※ 「9. 収支見通し」と整合性をとること。

(4) 償還計画

想定金利： %

(単位：千円)

年度	期首残高	借入又は償還の額	期末残高	融資条件
R●年度				
R●年度				
R●年度				
R●年度				
R●年度				
R●年度				
R●年度				
R●年度				
R●年度				
R●年度				
R●年度				
R●年度				
R●年度				

※ 事業実施主体が連携体の場合は、改修施設を所有する農家民泊経営者等ごとに償還計画を記載すること。

9. 収支見通し（農泊地域高度化促進事業は除く）

2. 事業実施主体構成員に記載する構成員のメンバーを記載すること。

農泊実施の中心的な役割を担う法人又は当該法人になることが見込まれる団体が分かるようにアンダーラインで示すこと。

- ・
- ・
- ・
- ・

(単位：千円)

	令和 ●年度	令和 ●年度	令和 ●年度	令和 ●年度	備考
宿泊					
宿泊者数					施設整備R●年完了
宿泊単価					
体験プログラム販売					体験プログラム名を記載（収支は体験プログラムごとに作成する）
プログラム参加者					
単価					
その他					直売所等の収益を記載
人件費					○○○○千円/人/年（※平均単価）
・ 宿泊費分					
・ 体験費分					
販管費等					
・ 宿泊費分					
・ 体験費分					
補助金自己負担分					
経費					
経常利益					事業完了年度の翌年度までに黒字化を達成する計画とすること

【体験メニューの具体的内容】

実施する体験メニューの詳細な内容、及び実施事業者について記載すること。

(例)

- ・ ○○体験（実施主体 ○○○振興公社）
○○○振興公社及び地元農家の方々にガイド及び受入先として協力していただき、果樹園での収穫、地元農家や地元の方々との交流を楽しんでいただく。

文書番号（任意記載）	
申請年月日	令和 年 月 日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

申請先	
-----	--

年度別事業実施計画
農山漁村発イノベーション対策（農泊推進型）

事業開始年度	令和〇年度
--------	-------

事業名	事業実施期間	目標年度	事業実施内容	交付額等 (円)
農山漁村発イノベーション推進事業				
1. 農泊推進事業			令和〇年度（実績） 令和〇年度（計画）	(事業実績額) (交付実績額) (事業予定額) (交付予定額)
2. 人材活用事業			令和〇年度（実績） 令和〇年度（計画）	(事業実績額) (交付実績額) (事業予定額) (交付予定額)
3. 農泊地域高度化促進事業 (1) インバウンド対応			令和〇年度（実績） 令和〇年度（計画）	(事業実績額) (交付実績額) (事業予定額) (交付予定額)
(2) ア 高付加価値化対応 (食)			令和〇年度（実績） 令和〇年度（計画）	(事業実績額) (交付実績額) (事業予定額) (交付予定額)

(2) ア 高付加 価値化対応 (景観)			令和○年度 (実績) 令和○年度 (計画)	(事業実績額) (交付実績額) (事業予定額) (交付予定額)
(3) ワークেশ ョン対応			令和○年度 (実績) 令和○年度 (計画)	(事業実績額) (交付実績額) (事業予定額) (交付予定額)
農山漁村発イノベー ション整備事業				
4. 市町村・中核 法人実施型			令和○年度 (実績) 令和○年度 (計画)	(事業実績額) (交付実績額) (事業予定額) (交付予定額)
5. 農家民泊経営 者等実施型			令和○年度 (実績) 令和○年度 (計画)	(事業実績額) (交付実績額) (事業予定額) (交付予定額)

(注) 実施していない事業については、行を削除すること

文書番号（任意記載）	
申請年月日	令和 年 月 日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

申請先	
-----	--

農山漁村振興推進計画及び事業実施計画 承認申請
農山漁村発イノベーション対策（農泊推進型）

【取組メニュー】

広域ネットワーク推進事業	
	全国単位における取組
	地方農政局単位における取組
	都道府県単位における取組

地域・事業実施主体等の概要

・地域の概要

取組のポイント（10行以内）

--

1. 事業実施主体

フリガナ	
事業実施主体名	
フリガナ	
事業実施主体の所在地及び連絡先	
事務局（団体名）	
事務局の所在地及び連絡先	

2. 現状・課題

--

3. 課題に対する対応

--

4. 目標

--

5. 事業実施内容

--

6. 事業計画とその経費の内訳 (※ 積算資料を添付して下さい。)

取組内容と主な経費

(単位：千円)

取組内容	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	他の補助金等 ③	自己資金 ④	備考
合 計					

文書番号 (任意記載)	
提出年月日	令和 年 月 日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

提出先	
-----	--

工事の着手届
農山漁村発イノベーション対策 (農泊推進型)

実施年度	令和〇年度
------	-------

施設等名	
事業内容 (事業量、規模等)	
事業費 (円)	
着手予定場所	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
施行方法	
工事監理者	

(注) 工程表を添付してください。

文書番号（任意記載）	
提出年月日	令和 年 月 日

事業実主体名	
代表者役職及び氏名	

提出先	
-----	--

工事の完了届
農山漁村発イノベーション対策（農泊推進型）

実施年度	令和〇年度
------	-------

施設等名	
事業内容 （事業量、規模等）	
事業費（円）	
着手場所	
着手年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法：	
竣工検査年月日	
引き渡し年月日	
施行方法	
請負業者名	
工事監理者	

文書番号（任意記載）	
提出年月日	令和 年 月 日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

提出先	
-----	--

事業評価書
農山漁村発イノベーション対策（農泊推進型）

1. 事業名

農山漁村発イノベーション推進事業	
	農泊推進事業
	人材活用事業
	農泊地域高度化促進事業（（1）インバウンド対応）
	農泊地域高度化促進事業（（2）ア 高付加価値化対応（食））
	農泊地域高度化促進事業（（2）イ 高付加価値化対応（景観））
	農泊地域高度化促進事業（（3）ワーケーション対応）
	農家民宿転換促進費
農山漁村発イノベーション整備事業	

※推進事業を実施する場合は該当する取組事業に「○」を記入してください。
※整備事業を実施する場合は、整備区分^(注)欄に記入してください。

整備区分	
------	--

(注) 評価対象年度に実施したメニューを選択してください。
(注) 整備区分については、市町村・中核法人実施型と農家民泊経営者等実施型から該当するものを選択してください。

2. 事業概要

・事業目的				
・事業費・交付額（単位：円）	事業費	円	交付額	円
（農泊推進事業）	事業費	円	交付額	円
（人材活用事業）	事業費	円	交付額	円
（農泊地域高度化促進事業）	事業費	円	交付額	円
（1）インバウンド対応	事業費	円	交付額	円
（2）ア 高付加価値化対応（食）	事業費	円	交付額	円
（2）イ 高付加価値化対応（景観）	事業費	円	交付額	円
（3）ワーケーション対応	事業費	円	交付額	円
（農家民宿転換促進費）	事業費	円	交付額	円
（市町村・中核法人実施型）	事業費	円	交付額	円
（農家民泊経営者等実施型）	事業費	円	交付額	円

(注) 実施していない事業については、行を削除すること
(注) 評価年度分を記載すること

・事業実施期間

・事業着手日	令和 年 月 日	
・事業完了日	令和 年 月 日	

(注) 評価年度分を記載すること

3. 取組状況

(1) 農泊推進事業

番号	計画				実績	
	取組内容	実施予定数 (①)		主要な取組	実施数 (②)	実施率 (②/①)
		数量	単位			
1						
2						
3						
4						
5						

(注) 「計画」の欄には、計画書に記載した取組内容、実施予定数、主要な取組を転記することとし、「実績」の欄には、各取組の実績としての実施数を記載する。

<補足事項>

--

(注) 取組状況について、補足する事項があれば記載する。

(2) 人材活用事業

番号	計画				実績	
	取組内容	実施予定数 (①)		主要な取組	実施数 (②)	実施率 (②/①)
		数量	単位			
1						
2						
3						
4						
5						

(注) 「計画」の欄には、計画書に記載した取組内容、実施予定数、主要な取組を転記することとし、「実績」の欄には、各取組の実績としての実施数を記載する。

<補足事項>

--

(注) 取組状況について、補足する事項があれば記載する。

(3) 農泊地域高度化促進事業

番号	計画				実績	
	取組内容	実施予定数 (①)		主要な取組	実施数 (②)	実施率 (②/①)
		数量	単位			
1						
2						
3						
4						
5						

(注) 「計画」の欄には、計画書に記載した取組内容、実施予定数、主要な取組を転記することとし、「実績」の欄には、各取組の実績としての実施数を記載する。

<補足事項>

--

(注) 取組状況について、補足する事項があれば記載する。

(4) 市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型

番号	計画				実績	
	取組内容	実施予定数 (①)		主要な取組	実施数 (②)	実施率 (②/①)
		数量	単位			
1						
2						
3						
4						
5						

(注) 「計画」の欄には、計画書に記載した取組内容、実施予定数、主要な取組を転記することとし、「実績」の欄には、各取組の実績としての実施数を記載する。

<補足事項>

--

(注) 取組状況について、補足する事項があれば記載する。

4. 事業実績

(1) 農泊推進事業、人材活用事業

目標	目標値	実績値	達成率
・売上高（万円）	万円	万円	
・延べ宿泊者数（人泊）	人泊	人泊	
目標	目標値	実績値	達成率
・〇〇			

<補足事項>

(注) 事業実績について、補足する事項があれば記載する。

(2) 農泊地域高度化促進事業

目標	目標値	実績値	達成率
注に示す項目を記載			
目標	目標値	実績値	達成率
・〇〇			

注 それぞれの対応ごとに以下の目標を設定すること。

- (1) インバウンド対応：インバウンドによる地域の売上高（万円）及び延べ宿泊者数（人泊）
- (2) ア 高付加価値化対応（食）：新たに開発したメニュー等の売上高（万円）及び延べ利用者数（人）
- (2) イ 高付加価値化対応（景観）：新たに開発した体験プログラムの売上高（万円）及び延べ利用者数（人）
- (3) ワーカーション対応：ワーカーションによる地域の売上高（万円）及び延べワーカーション利用者数（人）

<補足事項>

(注) 事業実績について、補足する事項があれば記載する。

(3) 市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型

目標	目標値	実績値	達成率
・売上高（万円）	万円	万円	
・延べ宿泊者数（人泊）	人泊	人泊	
目標	目標値	実績値	達成率
・〇〇			

※ 改修施設ごとに記載すること。

5. 実施体制

事業実施主体体制図

<補足事項>

(注) 実施体制について、補足する事項があれば記載する。

6. その他の事項

--

7-1. 農泊推進事業、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型

地域の将来像に向けた取組の進捗状況

- (1) 農泊についての地域の合意形成
- (2) 農泊実施組織
- (3) 農山漁村の魅力向上及びマーケティングの取組
- (4) OTAサイト又は旅行会社のオンライン販売サイトにおけるオンライン予約への対応状況

7-2. 農泊地域高度化促進事業

農泊地域高度化促進事業における取組の進捗状況

8. 所見

--

(注) 上記の状況を踏まえて、次年度以降の活動において留意する事項等を記載すること

9. 参考資料

--

(注) 各取組の実施状況が分かる写真や資料があれば添付すること。(A4判1、2枚程度)

番
年 月 号
日

事業承認者 殿

第三者機関名
(農泊推進型)
代表者名

令和●年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）及び農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）の事業実施評価に関する意見の報告について

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記4の第9の3の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

文書番号（任意記載）	
提出年月日	令和 年 月 日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

提出先	
-----	--

事業改善計画書
農山漁村発イノベーション対策（農泊推進型）

1 目標の達成状況

目標項目	目標値 (令和●年度)	達成状況 (令和●年度)

2 目標未達成の主な要因・理由

--

(注) 目標未達成の要因が気象災害等の不測の事態の場合、それがどのように影響を及ぼしたのかを分析するなどして記載すること。

3 改善計画

【2の主な要因・理由を踏まえた目標達成のための改善方法及びスケジュールを記述。】

○ 補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について

平成22年9月27日22経第960号
大臣官房経理課長から大臣官房総務課長、
大臣官房政策課長、大臣官房厚生課長、
大臣官房地方課長、大臣官房環境バイオ
マス政策課長、大臣官房国際部長、大臣
官房統計部長、各局(庁)長、沖縄総合事務
局長あて

最終改正 令和3年3月26日2予第2658号

補助事業等の執行に当たっては、従来から機会あるごとに適正な執行をお願いしているところである。

しかしながら、今般、会計検査院事務総局第5局の公益法人に対する会計実地検査において、当省所管の補助事業等の実施に要する人件費の算定等に関し指摘を受けたことは誠に遺憾である。

このため、補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、別添のとおり取り扱うこととしたので、人件費の算定が適切に行われるよう、補助事業等担当職員に対し周知徹底を図るとともに、適正な執行に努められたい。

また、今般の会計検査院の指摘を踏まえ、各補助事業の実施要領等に人件費の算定方法等を明示するなど、適正な措置を講じられたい。

なお、貴管下の関係機関の長には、貴職から通知願いたい。

補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について

補助事業等に要する人件費の算定方法や適正な執行等について、別に規定している補助事業等を除き、以下の方法によることとする。

1. 補助事業等に係る人件費の基本的な考え方

- (1) 人件費が補助対象として認められている補助事業等における、補助事業等に要する人件費とは、補助事業等に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料、諸手当、賞与及び法定福利費をいい、その算定に当たっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{*1} \times \text{直接作業時間数}^{*2}$$

※1 時間単価

時間単価については、2に示す実績単価による算定方法により、事業従事者ごとに算出する。また、時間単価は交付決定時に算出するものとし、原則として補助金等の額の確定時に変更することはできない。

ただし、以下に掲げる場合は、補助金等の額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された場合等）
- ・交付先における出向者の人件費の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下「管理者等」という。）が当該補助事業等に従事した時間外労働の実績があった場合

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該補助事業等に従事した実績時間のみを計上する。

② 管理者等

管理者等については、原則として、直接作業時間数の算定に当該補助事業等に

従事した時間外労働時間（残業、休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該補助事業等のためやむを得ず時間外も業務を要することとなった場合は、直接作業時間数に当該補助事業等に従事した時間外労働時間（残業、休日出勤等）を含めることができる。

(2) 事業従事者が一の補助事業等だけに従事することが雇用契約書等により明らかな場合は、当該事業従事者の人件費については、(1)によらず次のいずれかの計算式により算定することができる。

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない従事期間は、日割り計算による。})$$

2. 実績単価による算定方法

補助事業等に要する人件費の時間単価は、以下の計算方法により算定する（円未満は切り捨て）。

<時間単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、前年支給実績を用いるものとする。ただし、中途採用、雇用形態の変更等により前年支給実績による算定が困難又は不適当な場合は、別途交付先と協議の上定めるものとする（以下同じ。）。

・年間総支給額は、給料（基本給等）、諸手当（管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当、期末手当等）及び賞与のうち、補助対象経費とされているものの年間合計額とし、時間外手当及び福利厚生面で補助として支給されているもの（食事手当等）は除外する（以下同じ。）。

・年間法定福利費は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業

補償等の年間事業者負担分のうち、補助対象経費のみを対象とする（以下同じ。）。

・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらに乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

○出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{交付先が負担する（した）（年間総支給額} + \text{年間法定福利費）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算に当たっては、当該事業従事者に対する給与等が交付先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、交付先が負担した額しか計上できないことに注意する。

○管理者等の時間単価の算定方法

管理者等の時間単価は、原則として（1）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該補助事業等に従事した場合は、（2）により算定した時間単価を補助金等の額の確定時に適用する。

（1）原則

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額} + \text{年間法定福利費）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

（2）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額} + \text{年間法定福利費）} \div \text{年間実総労働時間}$$

・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間 = 年間理論総労働時間 + 当該補助事業等及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計

3. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

事業実施期間中の作業時間が記録された業務日誌を整備し、その作成に当たっては、当該補助事業等以外の業務との重複がないことについて確認できるようにする。

【業務日誌の記載例】

(4月)		所属 ○○○部 ××課				役職 ○○○○				氏名 ○○ ○○				時間外手当支給対象者か否か				業務時間及び業務内容					
時	日	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		22	23	24		
	1				← A →				← B →													A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ	
	2				← A →				← A →			← C →										A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ	
	3				← D →				← B →		← A →											D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備	
	4				← A →																		A(9.5h)○○調査現地調査
	5				← A →				← D →														A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業
	・																						
	・																						
	・																						
	・																						
	30																						
	31																						
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○												A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業				合計	A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)						

- ① 人件費の対象となっている事業従事者ごとの業務日誌を整備する（当該補助事業等の従事時間と他の補助事業等及び自主事業等の従事時間との重複記載は認められないことに留意する。）。
- ② 業務日誌の記載は、事業従事者本人が原則として毎日記載する（数日分まとめたの記載や、他の者による記載等、事実と異なる記載がなされないよう適切に管理する。）。
- ③ 当該補助事業等に従事した実績時間を記載する。なお、所定時間外労働（残業、休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・ 補助事業等の実施に当たり、平日に所定時間外労働が不可欠な場合
 - ・ 補助事業等の実施に当たり、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、交付先において休日手当を支給している場合（ただし、支給していない場合でも交付先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。）
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外する。
- ⑤ 当該補助事業等における具体的な従事内容が分かるように記載する。なお、補助対象として認められる用務による出張等における移動時間についても当該補助事業等のために従事した時間として計上できるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該補助事業等以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該補助事業等の従事状況を確認できるように区分して記載する。
- ⑦ 勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛

盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認の上、記名する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成22年9月27日以降に制定する補助事業実施要領等に基づく補助事業等から適用する。

(経過措置)

- 2 この通知の施行日現在、既に制定されている補助事業実施要領等に基づき実施されている平成22年度の補助事業等における人件費の算定等について、当該補助事業等に係る補助金等の交付元又は交付先において本通知の趣旨を踏まえた対応が可能な事項がある場合には、当該事項については、本通知により取り扱うものとする。
- 3 前項の補助事業実施要領等に基づく補助事業等を平成23年度以降も実施する場合には、本通知を適用する。

附 則 (令和2年4月23日付け2予第206号)

(施行期日)

- 1 この通知は、令和2年4月23日から施行する。

(経過措置)

- 1 この通知の施行前に、この通知による改正前の補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知。以下「人件費通知」という。）に基づき、この通知による改正後の人件費通知と異なる取扱いをしている補助事業等における人件費の算定については、この通知による改正後の人件費通知の規定を適用しないことができる。

附 則 (令和3年3月26日付け2予第2658号)

(施行期日)

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領

制定
3 農 振 第 3 0 1 8 号
令 和 4 年 4 月 1 日
農林水産省農村振興局長通知

第 1 趣旨

本要領は、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2921 号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）別記 3 の第 4 の 1 の費用対効果分析の算定方法を定めるものとする。

第 2 費用対効果分析の算定方法

1 費用対効果の算定は、原則として次式により行うものとする。施設等の整備に伴って既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、妥当投資額から廃用損失額を控除した額を総事業費で除することにより投資効率を算定するものとする。

なお、土地改良事業（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業をいう。）の場合は、土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針（平成 19 年 3 月 28 日付け 18 農振第 1596 号農林水産省農村振興局長通知。以下「土地改良事業費用対効果分析指針」という。）に基づき行うものとする。

$$\text{投資効率} = \frac{\text{妥当投資額} - \text{廃用損失額}}{\text{総事業費}}$$

2 妥当投資額の算定は、次により行うものとする。

(1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \frac{\text{年総効果額}}{\text{還元率}}$$

(2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第 4 に掲げる効果項目ごとの年効果額を合計して算定するものとする。

なお、第 4 以外の効果項目について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合には、その内容及び算定方法を明らかにした上で、当該効果を算入することができるものとする。

(3) (2) にかかわらず、農林水産省所管事業で、土地改良事業費用対効果分析指針などにより既に CVM（地域住民等に支払意志額を尋ねることで、その価値を直接的に評価する手法（仮想市場法）をいう。以下同じ。）による算定が認められて

いる効果項目又は施設等であって、計画主体において第4の効果項目で年効果額の算定が不可能である、又は第4の効果項目による算定よりも正確な年効果額の算定が可能であると判断する場合は、CVMによる年効果額の算定ができるものとする。

(4) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \frac{i \times (1+i)^n}{(1+i)^n - 1}$$

i = 割引率 = 0.04

$$n = \text{総合耐用年数} = \frac{\text{事業費合計額}}{\text{施設等別年事業費の合計額}}$$

$$\text{ただし、施設等別年事業費} = \frac{\text{施設等別事業費}}{\text{当該施設耐用年数}}$$

この場合において、当該施設の耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に定めるところによる。

【参考】還元率一覧表

n	還元率	n	還元率	n	還元率	n	還元率	n	還元率
5	0.2246	16	0.0858	27	0.0612	38	0.0516	49	0.0469
6	0.1908	17	0.0822	28	0.0600	39	0.0511	50	0.0466
7	0.1666	18	0.0790	29	0.0589	40	0.0505	51	0.0463
8	0.1485	19	0.0761	30	0.0578	41	0.0500	52	0.0460
9	0.1345	20	0.0736	31	0.0569	42	0.0495	53	0.0457
10	0.1233	21	0.0713	32	0.0559	43	0.0491	54	0.0455
11	0.1142	22	0.0692	33	0.0551	44	0.0487	55	0.0452
12	0.1066	23	0.0673	34	0.0543	45	0.0483	60	0.0442
13	0.1001	24	0.0656	35	0.0536	46	0.0479	80	0.0418
14	0.0947	25	0.0640	36	0.0529	47	0.0475	90	0.0412
15	0.0899	26	0.0626	37	0.0522	48	0.0472	100	0.0408

(5) 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下経費の総額とする。

(6) 算定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 効果額の算定は、事業実施計画（実施要領別記3の第4の3の（1）のア又は実施要領別記3の第4の9に規定する事業実施計画をいう。以下同じ。）単位で行うことを基本とするが、施設等ごとの投資効率を算定してこれを積み上げるにより事業実施計画全体の効果額を算定することもできるものとする。

イ 交付対象事業（実施要領別記3の別表1に規定する交付対象事業をいう。以下同じ。）の効果が及ぶ地域において、当該交付対象事業以外の事業を実施しようとする場合には、複数の事業により効果が重複して計上されることを避ける

ため、年総効果額を事業間で按分するものとする。この場合には、年総効果額を事業ごとの事業費の割合に応じて按分する等、地域において適当と考えられる客観的な方法によって算定を行うものとする。

ウ 算定の基礎となる現在の数値は、農林業センサス、漁業センサス及び木材統計等の基幹統計（統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 2 条に規定する指定統計をいう。）、地方自治体又は農林漁業団体の農林水産物の生産・出荷・価格に関する各種の調査等であって、可能な限り公表されている数値を活用するものとする。

また、算定の基礎となる計画の数値については、活性化計画の区域（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）第 5 条第 2 項第 1 号に規定する活性化計画の区域をいう。）に係る農林漁業及び農山漁村に関する各種計画等との整合性を図り、適切に設定するものとする。

3 定住促進対策型及び交流対策型にあつては、1 の規定にかかわらず実施要領別記 3 の別表 2 の事業メニュー欄に掲げる次表の施設等については、投資効率を 1.0 とみなして算定することができるものとする。

⑨土地改良施設保全	⑩農業集落道	⑪連絡農道	⑫飲雑用水・防災安全施設	⑬廃校・廃屋等改修交流施設
⑭自然環境保全・活用交流施設	⑮地域資源活用起業支援施設	⑯産地振興追加補完整備	⑰小規模農林地等保全整備	⑱景観・生態系保全整備
⑲指定棚田地域保全整備				

第 3 費用対効果分析の結果

実施要領別記 3 の第 8 の 2 の（2）及び 4 の（1）のアの（キ）の基準とは、第 2 の 1 の投資効率が 1.0 以上であるものとする。

第 4 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算定に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。また、データの出典も併せて記述するものとする。なお、年効果額の算定表の様式については、年効果額の算定に当たって定住促進対策型及び交流対策型にあつては計画主体が、産業支援型にあつては都道府県知事が適当と判断する場合には、当該様式を変更することができるものとし、定住促進対策型・交流対策型、産業支援型の算定項目については、それぞれ第 5 の 1 に定めるとおりとする。

1 農林漁業生産効果

（1）生産向上等効果

ア 農業生産向上等効果

（ア）効果の内容

農業生産向上効果とは、次に掲げる効果をいう。

a 作付増加効果

施設等の整備による新規作物の導入等により作物の作付面積が増加する効果

- b 単収増加効果
均一な健苗育成、地力増進による連作障害の軽減、気象災害の防止・回避による被害額の軽減等により単収が増加する効果
- c 品質等向上効果
施設等の整備による生産物の品質向上、生産物のブランド化、市場競争力の強化、販路拡大（直売や他産業との提携（契約栽培）等）等により販売額が増加する効果
- d 畜産関連経営体所得向上効果
施設等の整備により、畜産物の生産量の増加や効率的な経営等が図られることに伴って、畜産経営体の経常所得（利益及び家族労働報酬等）が増加する効果
- e 農畜産物加工効果
施設等の整備により農畜産物が加工され、付加価値が上昇し、販売額が増加する効果
- f 畜産関連施設効果
施設等の整備により、畜産経営体の所得向上、労働時間の削減、地域生活や生産の環境改善等が図られる効果
- g 経営基盤保全効果
既存施設を再整備しなかった場合に見込まれる当該地域の農業生産の減少を回避して農業生産を維持する場合の効果をいう。

(イ) 算定方法

年効果額は、次により算定する効果額の合算額とする。

- a 作付増加効果
 - ① 作物ごとに、作付増減面積に事業の実施時における単収（以下「現況単収」という。）を乗じて算出する。なお、現況単収は、無被害単収とする。
 - ② ①で算出した生産増減量に作物ごとの現況生産物単価を乗じて粗収益の増減額を算出した額に作物ごとの作付増減純益率（③を参照）を乗じて作付増加効果の年効果額とする。
 - ③ 作物ごとの作付面積の増減及び単位面積当たりの収量の増加に係る純益率は、次による。
 - i 主要な作物については、下表に示すところによる。
 - ii その他の作物（iに掲げる作物であって、事業地区の実態から見てiの純益率によることが著しく不相当と認められる作物を含む。）については、次の方法により算出する。この場合において、生産費等は、原則として、最近5カ年の「農業経営統計調査」（農林水産省統計部）又はこれに準ずる資料の平均値によるものとするが、事業地区の実態から見て「農業経営統計調査」等によることが著しく不相当であると認められる場合にあつては、当該事業地区の経営計画等によるものとする。

$$\text{作付増減の場合の純益率(\%)} = 100 - \frac{\text{単位面積当たりの生産費}}{\text{単位面積当たりの主産物価額}} \times 100$$

$$\text{単収増加の場合の純益率(\%)} = 100 - (100 - \text{作付増減純益率}) \times 0.269$$

(注) 生産費 = 資本利子・地代全額算入生産費 - (水利費 + 地代)

0.269 = 作付増減生産費に対する単収増加生産費の比率

主要作物に係る純益率 (単位: %)

作物名		純益率	
		作付増減	単収増加
水稲	水稲 北海道	20	78
	都府県	—	71
	米粉用米	—	—
	飼料用米	—	—
	加工用米	—	66
麦類	大麦	5	74
	小麦 田	—	59
	畑	—	63
豆類	大豆 田	—	71
	畑	—	73
	らっかせい	17	78
	その他豆類	20	78
野菜	なす、ピーマン	9	76
	果実的野菜	6	75
	その他果菜類	11	76
	ねぎ、ほうれん草	5	75
	その他葉茎菜類	20	78
	さといも	10	76
その他根野菜	16	77	
工芸作物	かんしょ	—	65
	原料用ばれいしょ	—	69
	茶	—	73
果樹	みかん	—	68
	りんご	—	69
	かき	—	73
	なし	—	68
	もも	4	74
	ぶどう	—	69
飼料作物 (牛乳)	北海道	11	22
	都府県	9	12

b 単収増加効果

- ① 作物ごとに単収増分に効果発生面積を乗じて算出する。
- ② ①で算出した生産増減量に作物ごとの現況生産物単価を乗じて粗収益の増減額を算出した額に作物ごとの単収増加純益率（第4の1の（1）のアの（イ）のaの③を参照）を乗じて単収増加効果の年効果額とする。
- ③ 気象災害の防止・回避にあつては、過去5年間平均の当該施設による気象災害の被害減少額を効果額とする。

c 品質等向上効果

効果発生面積に計画単収を乗じて効果発生量を算出し、これに作物ごとの生産物単価の上昇額等を乗じて得た純益の増加額の合算額をもって品質向上効果の年効果額とする。

d 畜産関連経営体所得向上効果

畜産経営体の事業実施前後の経常所得の年増加額として算定するものとする。

年効果額 = 事業実施後年間経常所得額(千円)

－ 事業実施前年間経常所得額(千円)

年間経常所得額（事業実施前、後） = (A) 収益 - (B) 費用

(A) 収益： 決算報告書の収入の合計欄に記載されている副産物を含む
数値

(B) 費用： 決算報告書の支出の合計欄に記載されている飼料費、利子、
地代等を含み、家族労働費を含まない数値

e 農畜産物加工効果

効果発生面積に計画単収を乗じて効果発生量を算出し、これに作物ごとの生産物単価の上昇額等を乗じて得た純益の増加額の合算額をもって農畜産物加工効果の年効果額とする。

f 畜産関連施設効果

年効果額の算定は、「強い農業づくり交付金及び農業・食料産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）別紙1の1の（2）のイの（イ）及び（ウ）を準用するものとする。

g 経営基盤保全効果

年効果額は、当該施設の効果項目に係る単価に発生面積を乗じた額とする。なお、経営基盤保全効果を算定する場合は、当該施設に該当する生産向上効果、経費節減効果その他の効果と重複しないよう注意する。また、恣意的な効果算定を行わないため、経営基盤保全効果を算定する理由やその算定の考え方等を十分検討するものとする。

h その他

土地基盤整備による年効果額は、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針の制定について」（平成19年3月28日付け18農振第1596号農

林水産省農村振興局長通知) 等によるものとする。

(ウ) 年効果額の算定表の様式

a 作付増加効果

対象 作物	現況 作付 面積 (ha) ①	計画 作付 面積 (ha) ②	作付 面積 増減 (ha) ③= ②-①	現況単収 (kg/10a) ④	現況 生産物 単価 (千円 /t) ⑤	純益率 (%) ⑥	按分率 (%) ⑦	年効 果額 (千円) ⑧=③ ×④× ⑤×⑥ ×⑦
計								

b 単収増加効果

対象 作物	現況 単収 (kg/10a) ①	計画 単収 (kg/10a) ②	単収 増加 (kg/10a) ③= ②-①	効果 発生 面積 (ha) ④	現況 生産物 単価 (千円 /t) ⑤	純益率 (%) ⑥	按分率 (%) ⑦	年効 果額 (千円) ⑧= ③×④ ×⑤× ⑥×⑦
計								

c 品質等向上効果

対象 作物	効果 発生 面積 (ha) ①	計画 単収 (kg/10a) ②	効果 発生量 (t) ③= ①×②	生産物単価(千円/t)			按分率 (%) ⑦	年効 果額 (千円) ⑧= ③×⑥ ×⑦
				現況 ④	計画 ⑤	上昇額 ⑥= ⑤-④		
計								

d 畜産関連経営体所得向上効果

事業実施前年間経営所得額 (千円) ①	事業実施後年間経営所得額 (千円) ②	年効果額(千円) ③=②-①

計	
---	--

e 農畜産物加工効果

作物名	効果要因	効果発生面積 (ha) ①	計画単収 (kg/10a) ②	効果発生量 (t) ③= ①× ②	生産物単価(千円/t)			按分率 (%) ⑦	年効果額 (千円) ⑧= ③×⑥ ×⑦
					現況 ④	計画 ⑤	上昇額 ⑥= ⑤-④		
計									

※ 計画上の生産物単価とは、単位重量当たりの原材料から加工される製品単価のことである。

f 経営基盤保全効果

施設名	効果項目	効果単価 (千円/ha) ①	効果発生面積 (ha) ②	年効果額 (千円) ③=①×②

イ 林産物生産向上効果

(ア) 効果の内容

林産物生産向上効果とは、次に掲げる効果をいう。

a 林産物利用増進効果

施設等の整備により、これまで利用されていなかった間伐材・小径木又は特用林産物（きのこ類の栽培を除く。以下イにおいて同じ。）が、搬出され、又は利用される効果とする。

b 林産物生産増進効果

施設等の整備により、これまで伐採の対象とならなかった区域における木材若しくは特用林産物の生産が促進される効果又は木質バイオマス資源として発電等に活用されることによる木材若しくは特用林産物の生産が増加する効果とする。

c 林産物販売促進効果

施設等の整備により、木材又は特用林産物の品質向上、ブランド化、市場競争力の強化などにより、販売が促進される効果とする。

(イ) 算定方法

年効果額は、次により算定された年効果額の合算額とする。

a 林産物利用増進効果

施設等の整備前には利用されていなかったが、施設等の整備により利用増加が見込まれる林産物の量に、地域の林産物市場価格から伐採、採取・搬出・輸送に係る経費を差し引いた額を乗じた額とする。

b 林産物生産増進効果

施設等の整備により、新たに林産物の生産が促進される区域の林産物の生産増加見込量に、地域の林産物市場価格から伐採、採取・搬出・輸送に係る経費を差し引いた額を乗じた額とする。

c 林産物販売促進効果

施設等の整備により、林産物の販売増加が見込まれる量に林産物市場価格の上昇が見込まれる額を乗じた額から販売経費を差し引いた額とする。

(ウ) 年効果額の算定表の様式

a 林産物利用増進効果

林産物名	年平均利用増加見込量 ① (m ³ 、t)	現在の林産物市場価格 ② (千円/m ³ 、t)	現在の伐採、採取・搬出・輸送経費 ③ (千円/m ³ 、t)	年効果額 ④=①×(②-③) (千円)

(注) 対象は、施設等の整備前においても、間伐等が行われてきた区域内にもかかわらず搬出経費等が割高なために利用されていなかった区域とする。

① 年平均生産増加見込量

近隣の同種施設等の整備に伴う伸び率等から推測する。

② 現在の林産物市場価格

林産物の直近3年間の平均市場単価を使用する。

b 林産物生産増進効果

林産物名	年平均生産増加見込量 ① (m ³ 、t)	現在の林産物市場価格 ② (千円/m ³ 、t)	現在の伐採、採取・搬出・輸送経費 ③ (千円/m ³ 、t)	年効果額 ④=①×(②-③) (千円)

(注) 対象は、施設等の整備前には、林産物価格の低迷や搬出経費等が高いこと等により伐採の対象となり得なかった区域のうち、施設等の整備により新たに利用対象となる区域における生産増加見込量とする。その際、過大な見込みとならないように留意する。

① 年平均生産増加見込量

近隣の同種施設等の整備に伴う伸び率等から推測する。

② 現在の林産物市場価格

林産物の直近3年間の平均市場単価を使用する。

c 林産物販売促進効果

現在		計画		計画販売 経費 ⑤ (千円)	年効果額 ⑥ = (③×④) - (①×②) - ⑤ (千円)
林産物販売量 ① (m ³ 、t)	林産物市場価格 ② (千円/m ³ 、t)	林産物販売量 ③ (m ³ 、t)	林産物市場価格 ④ (千円/m ³ 、t)		

ウ 漁業生産向上効果

(ア) 効果の内容

漁業生産向上効果とは、次に掲げる効果をいう。

a 生産増加効果

養殖場等の施設等の整備により生産量が増加する効果とする。

b 魚価向上効果

施設等の整備による魚体の大型化、高級魚の漁獲増など魚種・魚体組成の変化による魚価の向上効果とする。

c 品質等向上効果

施設等の整備による水揚げされた水産物の取扱時間の短縮による鮮度保持、仕向先の拡大（新たな加工用原料としての利用など）による大量水揚げ時の価格の下支え、活魚や新たな加工による付加価値の向上、市場統合に伴う買い受け人の増加、HACCP等を取り入れることによる対外的な評価の向上などによる価格の上昇効果とする。

(イ) 算定方法

年効果額は、次により算定された年効果額の合算額とする。

a 生産増加効果

施設等の整備前と整備後の生産量の差に魚種ごとの施設等の整備前の単価を乗じた値に利益率を乗じた額とする。

b 魚価向上効果

施設等の整備前と整備後の魚種ごとの単価の差に施設等の整備後の生産量を乗じた額とする。

c 品質等向上効果

施設等の整備により上昇した価格に、効果が生じる水産物の数量を乗じた額とする。

(ウ) 年効果額の算定表の様式

a 生産増加効果

魚種名	現在の生産量 ① (t)	計画の生産量 ② (t)	現在の単価 ③ (千円/t)	利益率 ④ (%)	年効果額 (②-①)×③×④ (千円)

b 魚価向上効果

水産物名	現在の単価 ①(千円/t)	計画の単価 ②(千円/t)	計画の生産量 ③(t)	年効果額 (②-①)×③(千円)

--	--	--	--	--

c 品質等向上効果

水産物名	現在の価格 ①(千円/t)	計画の価格 ②(千円/t)	計画の取扱数量 ③(t/年)	年効果額 (②-①)×③(千円)

(2) 経費節減効果

ア 農業生産経費節減効果

(ア) 効果の内容

経費節減効果とは、次に掲げる効果をいう。

a 労働経費節減効果

施設等の整備により個々の農家の労働が集約され、労働時間が節減されることにより労働費が節減される効果

b 機械経費節減効果

施設等の整備により個々の農家の機械作業が集約され、機械経費が節減される効果

c 資材経費節減効果

施設等の整備により個々の農家の作業が集約され、投入される資材費、光熱水費、燃料費、肥料費等が節減される効果

(イ) 算定方法

年効果額は、次により算定する効果額の合算額とする。

a 労働経費節減効果

現況の個別作業ごとに積み上げた労働経費の総額から計画の労働経費の総額を差し引いた額とする。

b 機械経費節減効果

現況の個別作業ごとに積み上げた機械経費の総額から計画の機械経費の総額を差し引いた額とする。

c 資材経費節減効果

現況の個別作業ごとに積み上げた資材経費の総額から計画の資材経費の総額を差し引いた額とする。

(ウ) 年効果額の算定表の様式

a 労働経費節減効果

作物名	作業名	現況				計画				年効果額 (千円) ⑨= ④-⑧
		所要時間 (hr/ha) ①	労賃単価 (千円/hr) ②	効果発生面積 (ha) ③	労働経費計 (千円) ④=①	所要時間 (hr/ha) ⑤	労賃単価 (千円/hr) ⑥	効果発生面積 (ha) ⑦	労働経費計 (千円) ⑧=⑤ ×⑥×	

					×②× ③		⑥		⑦	
計										

b 機械経費節減効果

作物名	作業名	現況				計画				年効果額 (千円) ⑨= ④-⑧
		稼働 時間 (hr/ha) ①	稼働 単価 (千円 /hr) ②	効果 発生 面積 (ha) ③	機械 経費 計 (千円) ④=① ×②× ③	稼働 時間 (hr/ha) ⑤	稼働 単価 (千 円 /hr) ⑥	効果 発生 面積 (ha) ⑦	機械 経費 計 (千円) ⑧=⑤ ×⑥× ⑦	
計										

c 資材経費節減効果

作物名	作業名	現況			計画			年効果額 (千円) ⑦= ③-⑥
		資材 単価 (千円 /ha) ①	効果 発生 面積 (ha) ②	資材 経費 計 (千円) ③=①×②	資材 単価 (千円/ha) ④	効果 発生 面積 (ha) ⑤	資材 経費 計 (千円) ⑥=④×⑤	
計								

イ 林産物生産経費節減効果

(ア) 効果の内容

林産物生産経費節減効果とは、施設等の整備による林産物の搬出距離の短縮、輸送経費の節減又は林産物の伐採、採取若しくは処理加工の経費が節減される効果とする。

(イ) 算定方法

伐採又は採取の現場から流通・加工施設への搬入に至る工程（伐採～搬出～輸送）の経費又は処理加工の経費について、施設等の整備前の経費から整

備後の経費を差し引いた額とする。

(ウ) 年効果額の算定表の様式

林産物名	年平均生産量 ①(m ³ 、t)	現在の伐採、採取・搬出・輸送・処理加工経費 ②(千円/m ³ 、t)	計画の伐採、採取・搬出・輸送・処理加工経費 ③(千円/m ³ 、t)	年効果額 ④=①×(②-③) (千円)

ウ 森林整備費節減等効果

(ア) 効果の内容

森林整備費節減等効果とは、次に掲げる効果をいう。

a 造林等経費節減効果

林道等の整備により、造林等（地拵え、植付、下刈、間伐等をいう。以下同じ。）作業員の歩行時間、資材運搬経費等の節減が図られる効果とする。

b 森林整備増進効果

林道等の整備以前においては、路網の未整備等により造林等が不十分となっていた森林の整備（国庫補助事業又は自力によるもの）が促進され、公益的機能の向上が図られる効果とする。

c 治山経費節減効果

林道等の整備によって、治山事業の実施に係る取り付け道や工事経費が節減される効果とする。

d 森林管理等経費節減効果

森林管理（病虫害の早期発見、山火事防止等）のための巡視や適切な森林整備・林業経営のため普及指導を行う者（地方自治体、森林組合等職員）が林道等の整備により、移動時間が節減される効果とする。

(イ) 算定方法

年効果額は、次により算定された年効果額の合算額とする。

a 造林等経費節減効果

林道等の整備前と整備後の造林等の森林整備に要する額の差とする。

b 森林整備増進効果

評価期間（開設期間／2 + 40）において、補助事業及び自力による造林等で増加する森林整備の面積の合計に公益的機能向上額を乗じた額とする。

c 治山経費節減効果

評価期間（開設期間／2 + 40）内に施工が見込まれる箇所数に、林道等の整備前と整備後の治山経費の差を乗じた額とする。

d 森林管理等経費節減効果

林道等の整備前と整備後の移動時間の差に、1人当たりの賃金単価、延べ人数、評価期間を乗じた額とする。

(ウ) 年効果額の算定表の様式

a 造林等経費節減効果

木材	造林等面積	現在の造林等経費	計画の造林等経費	年効果額

種名	①(ha/年)	②(千円/ha)	③(千円/ha)	④=①×(②-③)(千円)

(注) 対象は、利用区域森林面積のうち、過去5年間に公道及び作業道を活用しつつ、造林等が行われてきた地域とする。

造林等経費の算定は、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整第885号農林水産省林野庁長官通知）に基づき、都道府県知事が設定する標準単価に基づいて実施する。

① 造林等面積

評価期間（開設期間/2+40）における造林等面積（林道等の整備前の年平均造林等面積）

b 森林整備増進効果

増加見込補助造林等面積 ①(ha)	公益的機能向上に寄与する造林等の割合 ②	増加見込自力造林等面積 ③(ha)	公益的機能向上額 ④ (千円/ha)	評価期間 (開設期間/2+40) ⑤(年)	年効果額 ⑥=((①×②)+③)×④÷⑤ (千円)
	0.5				

(注) 対象は、利用区域の森林面積のうち、過去5年間に造林等が実施されず手遅れ林が多く存在する区域（路網の未整備により手入れが不十分で公益的機能が低下している林分）とする。

① 増加見込補助造林等面積

林道等の整備により、評価期間（開設期間/2+40）内に増加する補助造林等面積（ha）

【近隣の既設林道等整備に伴う造林等伸び率から推測】

② 公益的機能向上に寄与する造林等の割合

新たに施業対象となる林分の公益的機能向上に寄与する林道等と造林等の割合（50：50）

③ 増加見込自力造林等面積

林道等の整備により、評価期間（開設期間/2+40）内に増加する自力造林等面積（ha）

【近隣の既設林道等整備に伴う造林等伸び率から推測】

④ 公益的機能向上額

地域に実情に合わせた公益的機能を選択し、既存の報告書等から額を算定する。データの出典も併せて記載する。

c 治山経費節減効果

現在の治山経費 ① (千円/箇所)	計画の治山経費 ② (千円/箇所)	評価期間 ③(開設期間/2+40) (年)	年効果額 ④=(①-②)÷③ (千円)

d 森林管理等経費節減効果

現在の片道平均移動距離 ①(m)	計画の片道平均移動距離 ②(m)	移動速度 ③(m/h)	現在の片道平均車移動距離 ④(km)	計画の片道平均車移動距離 ⑤(km)	走行速度 ⑥(km/h)	賃金単価 ⑦(千円/時間・人)	管理等延べ人数 ⑧(人/年)
		1,500			20		
年効果額 ⑩ = $(2 \times (① - ②) / ③ + 2 \times (⑤ - ④) / ⑥) \times ⑦ \times ⑧$ (千円)							

エ 漁業経費節減効果

(ア) 効果の内容

漁業経費節減効果とは、次に掲げる効果をいう。

a 流通関係機械経費等節減効果

流通や加工作業を共同で行うなどにより、使用する機械類の燃油費等のコストが削減される効果とする。

b 流通関係労働経費節減効果

流通や加工作業を共同で行うなどにより、それらにかかる時間が短縮される効果とする。

c 営漁関係機械経費等節減効果

施設等の整備による燃油費等の支出削減、作業の共同化により使用する機械類のコスト削減、漁具の保管環境が向上しその使用年数が延長されること等により漁業経営に係る経費が削減される効果とする。

d 営漁関係労働経費節減効果

施設等の整備により航行時間が短縮される効果及び作業の共同化により作業時間が短縮される効果とする。

e 漁場維持管理経費節減効果

施設等の整備による漁場監視、海水交流の改善による赤潮被害待避のための養殖筏等の移動の解消など、従来のこれらの作業に係った経費削減効果とする。

f 漁場維持管理時間短縮効果

漁場監視、漁場環境観測等について、作業時間が短縮される効果とする。

(イ) 算定方法

a 流通関係機械経費等節減効果

現在の個別項目ごとに積み上げた施設等の整備前の維持管理費の総額から施設等の整備後の維持管理費の総額を差し引いた額とする。

b 流通関係労働経費節減効果

施設等の整備前と整備後における、作業時間の差に労働時間単価を乗じた額とする。

c 営漁関係機械経費等節減効果

現在の個別項目ごとに積み上げた施設等の維持管理費の総額から施設等の整備後の維持管理費の総額を差し引いた額とする。

d 営漁関係労働経費節減効果

施設等の整備前と整備後における、航行時間の差に労働単価を乗じた額と作業時間の差に労働時間単価を乗じた額を加えた額とする。

e 漁場維持管理経費節減効果

現在の個別項目ごとに積み上げた施設等の維持管理費の総額から施設等の整備後の維持管理費の総額を差し引いた額とする。

f 漁場維持管理時間短縮効果

施設等の整備前と整備後における、作業時間の差に労働時間単価を乗じた額とする。

(ウ) 年効果額の算定表の様式

a 流通関係機械経費等節減効果

施設名	現在年平均維持管理費 ①(千円/年)	計画年平均維持管理費 ②(千円/年)	年効果額 ③=①-②(千円)

b 流通関係労働経費節減効果

施設名	現在年平均延べ作業 時間 ① (時間/年)	計画年平均延べ作業 時間 ② (時間/年)	労働単価 ③ (千円/時間)	年効果額 ④=(①-②)×③ (千円)

c 営漁関係機械経費等節減効果

施設名	現在年平均維持管理費 ①(千円/年)	計画年平均維持管理費 ②(千円/年)	年効果額 ③=①-②(千円)

d 営漁関係労働経費節減効果

施設名	現在年平均延べ航行 時間 ① (時間/年)	計画年平均延べ航行 時間 ② (時間/年)	労働単価 ③ (千円/時間)	年効果額 ④=(①-②)×③ (千円)

e 漁場維持管理経費節減効果

施設名	現在年平均維持管理費 ①(千円/年)	計画年平均維持管理費 ②(千円/年)	年効果額 ③=①-②(千円)

f 漁場維持管理時間短縮効果

施設名	現在年平均延べ作業時間 ① (時間/年)	計画年平均延べ作業時間 ② (時間/年)	労働単価 ③ (千円/時間)	年効果額 ④ = (① - ②) × ③ (千円)

2 食品等製造向上効果

(1) 食品等製造の向上に係る効果

ア 効果の内容

食品等製造の向上に係る効果とは、次の（ア）から（ウ）までに掲げる効果をいう。

(ア) 製造量向上効果

施設等の整備による製造工程の効率化等を通じ、商品の製造量が向上（増加）し、出荷額が増加する効果

(イ) 品質向上効果

施設等の整備による取扱品目の品質保持の向上等を通じ、規格外等による廃棄量が減少し、商品の損失額が減少する効果

イ 算出方法

食品等製造の向上に係る効果の年効果額は、次の（ア）から（ウ）まで及びウにより算定する年効果額の合計額とする。

(ア) 製造量向上効果

商品の種類ごとに、商品の製造量の向上に伴う収益増加額の合計額とする。

(イ) 品質向上効果

商品の種類ごとに、取扱品目の品質保持の向上等による廃棄量の減少に伴う収益増加額の合計額を、品質向上効果の年効果額とする。

ウ 年効果額の算定表の様式

(ア) 製造量向上効果

施設名	効果要因	取扱品目名	取扱数量		効果発生量(t) ③=②-①	品目単価 (千円/t) ④	年効果額(千円)		
			現況 (t) ①	整備後 (t) ②			純益率 (%) ⑤	⑥=③×④×⑤	
計									

(イ) 品質向上効果

施設名	効果要因	取扱品目名	規格外品による廃棄量			品目単価 (千円/t) ④	年効果額(千円)		
			現況 (t) ①	整備後 (t) ②	減少量 (t) ③=①-②		純益率 (%) ⑤	⑥=③×④×⑤	
計									

3 生産物単価及び純益率の算定方法等

産業支援型において、年効果額の算定に必要な生産物単価及び純益率の算定方法については、次の（１）及び（２）により行うものとする。

（１）生産物単価

生産物単価は、生産者の販売価格（農林漁家受取価格）によるものとし、次により算出する。

ア 国等が価格を決定している作物

国等が価格を決定している作物の生産物単価は、原則として、事業実施計画時における国等の決定価格（平均的な品種及び品質であるものの価格）によるものとする。

イ その他の作物

その他の作物（国等が価格を決定している作物であって、事業地区の実態から見てこれによることが著しく不相当であると認められるものを含む。）の生産物価格は、原則として、事業地区における平均的な品種及び品質であるものの最近５か年の各年の価格（明らかに異常な価格と認められる年を除く各年の出回り期における平均価格）の加重平均価格によるものとする。

（２）純益率

作物ごとの作付面積の増減及び単位面積当たりの収量の増加に係る純益率は、第４の１の（１）のアの（イ）の③に示すところによる。

4 生活環境向上効果

（１）簡易給水施設に係る効果

ア 効果の内容

簡易給水施設に係る効果とは、受益者が独自に必要な生活用水を確保するため、受益各戸がそれぞれ井戸等で生活用水を確保するために要する年単位の費用を効果として代替したものとする。

イ 算定方法

年効果額は、次の（ア）、（イ）及び（ウ）により算定する各費用の合計額とする。

（ア）井戸等の建設費

井戸等の建設費は、１箇所当たりの建設費を耐用年数（１６年（機械・電気に準ずる。))から求めた還元率を乗じて１箇所当たりの年額を算定する。

（注）地域の状況によっては、海水淡水化や他地区からの運搬給水等の手段による費用をもって必要最低限の生活用水を確保するために必要な経費とする。

（イ）井戸等の維持管理費

井戸等の維持管理費は、年間の電気代、ポンプ等の補修点検費を計上する。

（ウ）水質検査費

水質検査費は、必要最低限の水質を保持する観点から、上水道の省略不可事項（水道法施行規則（昭和３２年厚生省令第４５号）第１５条第１項第４号に

において、水質検査を省略することができることとされている事項以外の事項をいう。)の水質検査をすることとし、検査対象の井戸の1回当たりの検査費と検査頻度から1年当たりの検査費を計上する。

(注)水質によっては、水質検査の内容及び回数を増やしたり、濾過器等の水質改善費用を加算することとする。

ウ 年効果額の算定表の様式

井戸等の建設費 ①(千円/年)	井戸等の維持管理費 ②(千円/年)	水質検査費 ③(千円/年)	年効果額 ④=①+②+③(千円)

(2) 簡易排水施設に係る効果

ア 効果の内容

簡易排水施設に係る効果とは、施設等の整備により、悪臭を防止する効果(悪臭防止効果)、ハエ等の害虫発生を減少・防止する効果(害虫防止効果)とする。

イ 算定方法

年効果額は、水洗化による悪臭防止効果及び害虫防止効果ごとの効果額の合計額とする。

ウ 年効果額の算定表の様式

(ア) 悪臭防止効果

1戸当たり年平均薬剤散布回数 ①(回/戸・年)	対象戸数 ②(戸)	1回当たり薬剤散布量 ③(t/回)	薬剤散布単価 ④(千円)	年効果額 ⑤=①×②×③×④(千円)

(イ) 害虫防止効果

1戸当たり年平均薬剤散布回数 ①(回/戸・年)	対象戸数 ②(戸)	1回当たり薬剤散布量 ③(t/回)	薬剤散布単価 ④(千円)	年効果額 ⑤=①×②×③×④(千円)

5 地域間交流効果

(1) 農林水産物販売促進効果

ア 効果の内容

農林水産物販売促進効果とは、整備する施設等に地域の農林水産物を提供することによって、販売が増加する効果をいう。

イ 算定方法

年効果額は、施設等の整備によって、これまで地域で販売ができなかった農林水産物が販売できるようになることに伴う販売額の増加額とする。

ウ 年効果額の算定表の様式

農林水産物名	現在販売量 ①	計画販売量 ②	計画販売単価 ③	生産に係る経費 ④	年効果額 (②-①)×(③-④)

	(t)	(t)	(千円/t)	(千円/t)	(千円)
計					

(2) 農林水産物流通・販売経費節減効果

ア 効果の内容

農林水産物流通・販売経費節減効果とは、整備する施設等に地域の農林水産物を提供することによって、流通・販売経費が節減される効果とする。

イ 算定方法

年効果額は、施設等の整備によって、これまで地域販売ができなかった農林水産物が販売できるようになることにより流通・販売経費が減少したことに伴う経費の減少額とする。

ウ 年効果額の算定表の様式

農林水産物名	現在流通・販売経費 ①(千円)	計画流通・販売経費 ②(千円)	年効果額 ①－②(千円)
計			

(3) 農林漁業体験等効果

ア 効果の内容

農林漁業体験等効果は、都市住民が、農山漁村地域をゆとりとやすらぎの場、自然とのふれあいの場、農林漁業の体験の場、子供達の自然学習の場等として活用することによって得られる効果とする。

イ 算定方法

年効果額は、トラベルコスト法を用いることとし、次のウにより算定する各費用の合計額とする。

ウ 年効果額の算定表の様式

(ア) 移動費用

移動元エリア区分	移動方法	移動人数 ①(人)	1人当たり 交通費 ②(千円)	訪問率 ③(%)	他の訪問地	年効果額 ①×②×③ (千円)
(例)〇〇県から	(例)JR				(例)〇〇公園	
(例)〇〇町から	(例)車					
(例)市町村内から	(例)バス					
計						

(注) 訪問率とは、利用者が交流目的で利用する施設数に対する当該施設の割合とする。利用者が利用する施設が、その施設のみときは100%となる。また、ほかの観光地、整備する施設等と併せて訪問することが予想される場合は、例えば当該施設以外に1つの施設等を訪問するとき訪問率は50%、当該施設

以外に2つの施設等を訪問するときは33%となる。

(イ) 交流施設利用・宿泊費用

交流施設利用内容	利用 単位 ①	単位	人数 ②(人)	利用 期間 ③	単位	利用 単価 ④	単位	年効果額 ①×②×③×④ (千円/年)
(例)〇〇室利用		棟			hr		千円/hr	
(例)市民農園		区画			年		千円/年	
(例)イベント					回		千円/人	
(例)宿泊		室			日		千円/日	
計								

(ウ) 交流体験機会費用

体験内容	体験人口 ① (人)	1人当たり交流 時間 ② (hr)	労賃単価 ③ (千円/hr)	年効果額 ①×②×③×1/2 (千円)
(例)農作業体験				
計				

(注) (イ) の交流施設利用・宿泊費用と (ウ) の交流体験機会費用は重複計上しないように注意すること。

6 地域活性化効果

(1) コミュニティ活動促進効果

ア 効果内容

整備する施設等において、利用者が地域コミュニティ活動を促進することにより、地域社会が活性化する効果及び利用者が研修等を行うことにより、知識・技術等が向上する効果とする。

イ 算定方法

整備する施設等の年間の延べ活動時間・人数に時間当たりの活動価値を乗じた額を年効果額とする。なお、活動時間を増やすために、利用者が時間を作り出す努力をすることを勘案し、労賃単価を活動価値の代替指標として使用するものとする。

ウ 年効果額の算定表の様式

活動内容	活動時間 ①(hr)	活動人数 ②(人)	労賃単価 ③(千円/hr)	年効果額 ④=①×②×③(千円)

(2) 地域資源加工効果

ア 効果内容

整備する施設等において、地域資源が処理加工され、製品として販売される

効果とする。

イ 算定方法

年効果額は、施設等の整備によってこれまで販売できなかった地域資源を販売することで得られる販売額とする。

ウ 年効果額の算定表の様式

現在		計画		年効果額 (③-④)-(①-②) (千円)
加工品等販売額 ①(千円)	原材料費 ②(千円)	加工品等販売額 ③(千円)	原材料費 ④(千円)	

(3) 地域農林漁業等波及効果

ア 効果内容

施設での活動を基盤としたイベント等により地域農林水産物を販売する効果とする。

イ 算定方法

計画と現在のイベント等による地域農林水産物の販売額の差に利益率を乗じた額とする。ただし、イベント等が当該施設以外で開催される場合は、イベント会場と当該施設で効果割合を按分することとし、施設効果割合として1/2を乗じるものとする。また、その他にも当該効果の発生理由がある場合には、効果発生理由の数で按分するものとする。なお、コミュニティ活動促進効果との重複があると認められる場合、当該効果に係る活動人員はコミュニティ活動促進効果から控除する。

ウ 年効果額の算定表の様式

販売品目	販売額 ①(千円)	利益率 ②(%)	イベントに係る施設 効果割合 ③(%)	年効果額 ④=①×②×③(千円)

(4) 地域関連産業波及効果

ア 効果内容

施設に物資・商品を提供することによって、地域商工業を始めとする関連産業の振興が図られたり、新たな地域産業が育成されたりする効果とする。

イ 算定方法

年効果額は、当該施設の整備の前後における地域商工業を始めとする関連産業から当該施設の利用者への販売額の合計額とする。

ウ 年効果額の算定表の様式

地域関連業者名	現在取引額 ①(千円)	計画取引額 ②(千円)	利益率 ③(%)	年効果額 ④=(②-①)×③(千円)
計				

(5) 就業機会増加効果

ア 効果内容

施設等の整備によって地域の就業機会が増加する効果とする。

イ 算定方法

年効果額は、施設等の整備により新たに創出される雇用人数に1人当たり雇用賃金を乗じた額の合計額とする。

ウ 年効果額の算定表の様式

新規常勤 雇用人数 ①(人)	常勤雇用賃金 ②(千円/人)	新規非常勤 雇用人数 ③(人)	営業日数 ④(日)	非常勤雇用賃金 ⑤(千円/人日)	年効果額 ①×②+③×④×⑤ (千円)

7 鳥獣被害防止に係る効果

(1) 被害防止効果

ア 効果の内容

被害防止効果とは、次に掲げる効果をいう。

(ア) 生産減収被害防止効果

施設等の整備によって、受益地区での作物等の被害に伴う生産量の減少が防止される効果とする。

(イ) 品質低下被害防止効果

施設等の整備によって、受益地区での作物等の被害に伴う品質低下が防止される効果とする。

(ウ) 生育阻害等防止効果

施設等の整備によって、受益地区での作物等の被害に伴う生育阻害、樹体損傷等の発生が防止される効果とする。

(エ) 生産基盤被害防止効果

施設等の整備によって、受益地区での作物等の生産基盤に対する被害の発生が防止される効果とする。

イ 算定方法

年効果額は、次により算定する年効果額の合算額とする。

(ア) 生産減収被害防止効果

施設等の整備前における受益地区での鳥獣被害等による作物等の生産量の減少に伴う生産額の減少額とする。

(イ) 品質低下被害防止効果

施設等の整備前における受益地区での鳥獣被害等による作物等の品質低下に伴う生産額の減少額とする。

(ウ) 生育阻害等防止効果

施設等の整備前における受益地区での鳥獣被害等による作物等の生育阻害、樹体損傷等の発生に伴う生産額の減少額とする。

(エ) 生産基盤被害防止効果

施設等の整備前における受益地区での鳥獣被害等による生産基盤に対する被害額（被害の修復単価から算定）の合計額とする。

ウ 留意点

被害要因別に防止効果を算定する方法であることから、重複算定とならないよう留意するものとする。

また、被害要因別に分類ができない場合は、代表的な被害要因の欄にまとめて算定するものとする。

エ 年効果額の算定表の様式

(ア) 生産減収被害防止効果

作物名	受益面積 ① (ha)	被害面積 率 ② (%)	被害単収 ③ (t/ha)	平年単収 ④ (t/ha)	現在単価 ⑤ (千円/t)	年効果額 $① \times ② \times (④ - ③) \times ⑤$ (千円)
計						

(イ) 品質低下被害防止効果

作物名	平年収穫 量①(t)	被害率 ②(%)	被害単価 ③(千円/t)	平年単価 ④(千円/t)	年効果額 $① \times ② \times (④ - ③)$ (千円)
計					

(ウ) 生育阻害等防止効果

作物名	受益面積 ① (ha)	被害面積 率② (%)	平年単収 ③ (t/ha)	被害見込 率④ (%)	現在単価 ⑤ (千円/t)	年効果額 $① \times ② \times ③ \times ④ \times ⑤$ (千円)
計						

(注) 被害見込率は、生育阻害や樹体損傷等によって将来発生が見込まれる被害率。

(エ) 生産基盤被害防止効果

生産基 盤名	受益基盤面 積 ①(ha)	被害箇所率 ② (%)	修復単価 ③ (千円/ha)	平均単価 ④ (千円/ha)	耐用年数 ⑤ (年)	年効果額 $① \times ② \times ③ +$ $① \times ② \times ④ \div ⑤$ (千円)
計						

- (注) ① 修復単価は、当該生産基盤の被害修復のために発生した ha 当たりの経費。
 ② 平均単価は、当該地域における平均的な生産基盤（農用地）の ha 当たりの販売価額。
 ③ 耐用年数は、当該総合鳥獣被害防止施設の耐用年数（電気牧さく等：10～15年）。

(2) 生産維持効果

ア 効果の内容

生産維持効果とは、次に掲げる効果をいう。

(ア) 生産維持効果

施設等の整備によって、受益地区での農業等の生産が維持、継続される効果とする。

(イ) 生産基盤維持保全効果

施設等の整備によって、受益地区での農業等の生産基盤が維持、保全される効果とする。

イ 算定方法

年効果額は、次により算定する年効果額の合算額とする。

(ア) 生産維持効果

施設等の整備を行わなかった場合における受益地区での鳥獣被害等による作物等の生産面積の減少に伴う仮想生産額の減少額とする。

(イ) 生産基盤維持保全効果

施設等の整備を行わなかった場合における受益地区での鳥獣被害等による生産基盤面積の自然減少に伴って生ずる仮想減少経費の合計額とする。

ウ 留意点

施設等の整備を行わなかった場合に想定される生産及び生産基盤に係る減少分（受益地区における農業等の生産に係る事業権（生存権）に関する効果）を算定する方法であり、被害防止効果と重複算定とにならないよう留意するものとする。

また、効果を区分できない場合は、どちらかの欄にまとめて算定するものとする。

エ 年効果額の算定表の様式

(ア) 生産維持効果

作物名	仮想減少面積 ① (ha)	平年単収 ② (t/ha)	現在単価 ③ (千円/t)	純益率 ④ (%)	年効果額 ①×②×③×④ (千円)
計					

(注) 仮想減少面積は、当該施設整備を行わなかった場合に想定される作付の減少面積。

(イ) 生産基盤維持保全効果

生産基盤名	仮想減少 基盤面積 ① (ha)	平均単価 ② (千円/ha)	耐用年数 ③ (年)	年効果額 ①×②÷③ (千円)
計				

(注) ① 仮想減少基盤面積は、当該施設整備を行わなかった場合に想定される生産基盤の減少面積。

② 平均単価は、生産基盤の維持保全のための管理経費。

(3) 生産経費等節減効果

ア 効果の内容

生産経費等節減効果とは、次に掲げる効果をいう。

(ア) 生産経費節減効果

施設等の整備によって、受益地区での作物等の被害に伴う労働費を除く加重生産経費（補植、耕うん、防除等の資材費等）等が削減される効果とする。

(イ) 生産労働費節減効果

施設等の整備によって、受益地区での作物等の被害に伴う加重生産労働費（補植、耕うん、防除等）等が節減される効果とする。

(ウ) 被害防止労働費等節減効果

施設等の整備によって、受益地区での農業等の被害防止・復旧に係る労働（人件）費及び鳥獣の保護や駆除に係る委託費等が節減される効果とする。

イ 算定方法

年効果額は、次により算定する年効果額の合算額とする。

(ア) 生産経費節減効果

施設等の整備前と整備後における受益地区での鳥獣被害等による労働費を除く生産経費の減少額とする。

(イ) 生産労働費節減効果

施設等の整備前と整備後における受益地区での鳥獣被害等による作物等の被害に伴って増加する生産労働（人件）費の減少額とする。

(ウ) 被害防止労働費等節減効果

施設等の整備前と整備後における受益地区での鳥獣被害等に対応する農業等の被害防止・復旧に係る労働（人件）費及び鳥獣の保護や駆除に係る委託費等の減少額とする。

ウ 留意点

施設等の整備に伴う鳥獣被害等に伴う農業等の生産、農業等の生産基盤及び被害防止に係る資材費又は労働費等の減少分を算定する方法であり、被害防止効果又は生産維持効果と重複算定とにならないよう留意するものとする。

また、効果を区分できない場合は、いずれかの欄にまとめて算定するものとする。

エ 年効果額の算定表の様式

(ア) 生産経費節減効果

作物名	受益面積 ①(ha)	被害面積率 ②(%)	被害生産経費 ③(千円/ha)	平年生産経費 ④(千円/ha)	年効果額 ①×②×(③-④)(千円)
計					

(イ) 生産労働費節減効果

作物名	受益面積 ①(ha)	被害面積率 ②(%)	被害労働 時間 ③ (hr/ha)	平年労働 時間 ④ (hr/ha)	労賃単価 ⑤ (千円/hr)	年効果額 ①×②×(③-④)×⑤ (千円)
計						

(ウ) 被害防止労働費等節減効果

施設 等名	施設等 労働費 ①(千円)	既存施設 等労働費 ②(千円)	施設等 委託費 ③(千円)	既存施設 等委託費 ④(千円)	鳥獣等 処理費 ⑤(千円)	年効果額 (②-①)+(④-③)+⑤ (千円)
計						

(4) その他の効果

施設等の整備によって生じる、受益地区での(1)～(3)に係る効果以外の効果で計画主体がその発生を認める効果をいう。

8 公益的效果

(1) 災害防止効果

ア 効果の内容

災害防止効果とは、次に掲げる効果をいう。

(ア) 洪水防止等効果

遊休水田・畑が解消されるか又は減少することにより、農地の水の貯留機能が増し、洪水が防止又は軽減される効果及び土砂流出等の災害に起因する作物、農業用施設等の災害が防止され又は軽減される効果とする。

(イ) 土壌浸食防止効果

遊休水田・畑が解消されるか又は減少することにより、土壌浸食が防止される効果とする。

イ 算定方法

年効果額は、次により算定された年効果額の合算額とする。

(ア) 洪水防止等効果

年効果額は、現在の年被害額から計画の年被害額を差し引いた額とする。

(イ) 土壌侵食防止効果

解消又は減少する遊休水田・畑の面積に原単位を乗じた額とする。

ウ 留意点

災害防止効果を算定する場合は、1の(1)のアの農業生産向上効果、1の(2)のアの農業生産経費節減効果等の他の効果は算定しないものとする。また、恣意的な効果算定とならないよう、生産維持効果を算定する理由やその算定の考え方等を十分検討するものとする。

また、イの効果算定に当たっては、土地改良事業費用対効果分析指針を参照の上行うものとする。

エ 年効果額の算定表の様式

(ア) 洪水防止等効果

項目	対象資産			
現在年被害額 ① (千円)				
計画年被害額 ② (千円)				
年効果額 ③=①-②(千円)				

(注) ① 土地改良事業費用対効果分析指針第3の2の(7)の災害防止効果(農業関係資産)、(9)の災害防止効果(一般資産)及び(15)の災害防止効果(公共資産)によるものとする。

② 本効果は、過去10年間に洪水による被害の実のある地区について算定する。

(イ) 土壌侵食防止効果

遊休水田・畑解消・減少面積 ①(ha)	原単位 ②(千円/ha)	年効果額 ③=①×②(千円)
	56.59	

(2) 水源かん養効果

ア 効果の内容

水源かん養効果とは、遊休水田・畑が解消されるか又は減少することにより、農地から公共用水域(河川)への還元水量の増加、地下への降下浸透水量の増加など河川水源や地下水源へのかん養に寄与する効果とする。

イ 算定方法

年効果額は、地下水の利用増加量と同量の水量を確保するために必要な開発費に、耐用年数に応じた還元率を乗じて得た額とする。

ウ 留意点

イの効果算定に当たっては、土地改良事業費用対効果分析指針を参照の上行う

うものとする。

エ 年効果額の算定表の様式

地下水利用増加量 ①(t)	原水単価 ②(千円/t)	水源開発費用 ③=①×②(千円)	耐用年 数 ④(年)	還元率 ⑤	年効果額 ⑥=③×⑤(千円)

(注) ① 土地改良事業費用対効果分析指針第3の2の(16)の水源かん養効果によるものとする。

② 本効果は、地下水位の低下や水質の悪化により地下水の利用が困難な地区について算定する。

(3) 炭素貯蔵効果

ア 効果の内容

整備する施設に炭素が貯蔵される効果とする。

イ 算定方法

整備する施設の木材使用量に木材1m³当たり炭素貯蔵効果を乗じて算定した額とする。

ウ 年効果額の算定表の様式

当該施設の 木材使用量 ①(m ³)	木材1m ³ 当 り炭素重量 ②(t/m ³)	炭素を二酸化 炭素に換算す る係数 ③	二酸化炭素回収技術 コスト ④(千円/t-co2)	当該施設 の還元率 ⑤	年効果額 ①×②×③×④×⑤ (千円)
	0.22	44/12			

(注) ②及び③は、規定値とする。

(4) 炭素排出抑制効果

ア 効果の内容

整備する施設を木造以外で整備した場合と比較して、主要材料製造時の炭素排出が抑制される効果とする。

イ 算定方法

整備する施設と非木造施設との主要材料製造時炭素排出量の差等を乗じて算定した額とする。

ウ 年効果額の算定表の様式

非木造施設と木造施 設の単位面積当 たりの主要材料製造時炭 素排出量の差 ① (t/m ² -c)	当該施設の延 べ床面積 ② (m ²)	炭素を二 酸化炭素 に換算す る係数 ③	二酸化炭素回収 技術コスト ④ (千円/t-co2)	当該施 設の還 元率 ⑤	年効果額 ①×②×③×④×⑤ (千円)
		44/12			

(注) ③は、規定値とする。

9 維持管理費等節減効果

(1) 効果の内容

施設等の整備によって、維持管理又は運営に係る経費が節減される効果とする。

(2) 算定方法

年効果額は、現在の施設等の維持管理費の総額から計画に係る維持管理費又は運営経費の総額を差し引いた額とする。

(3) 年効果額の算定表の様式

施設等名	現在年平均維持管理費 ①(千円)	計画年平均維持管理費 ②(千円)	年効果額 ①-②(千円)
合計			

(注) 簡易排水施設に係る維持管理費については、①はくみ取りトイレの清掃経費及びくみ取りし尿の処分費とし、②は水洗トイレの清掃経費及び簡易排水施設維持管理費とする。

鳥獣被害防止施設に係る維持管理費については、施設等の維持管理費に加え、施設・資材整備費を計上するものとする。

10 その他の効果

産業支援型にあつては、上記に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算定方法等につき地方農政局長等（実施要領第2の19に定める農村振興局長等をいう。以下同じ。）が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる（様式は任意とする。）。

第5 投資効率等の算定

第4により算定した年効果額は、以下の表にとりまとめるものとする。

1 年総効果額の総括

効果項目	年総効果額（千円）		備考
	定住促進対策型、 交流対策型	産業支援型	
1 農林漁業生産効果			
(1) 生産向上等効果			
ア 農業生産向上等効果			
a 作付増加効果			
b 単収増加効果			
c 品質等向上効果			
d 畜産関連経営体所得向上効果			
e 農畜産物加工効果			
f 畜産関連施設効果			
g 経営基盤保全効果			

	イ 林産物生産向上効果			
	a 林産物利用増進効果			
	b 林産物生産増進効果			
	c 林産物販売促進効果			
	ウ 漁業生産向上効果			
	a 生産増加効果			
	b 魚価向上効果			
	c 品質等向上効果			
	(2) 経費節減効果			
	ア 農業生産経費節減効果			
	a 労働経費節減効果			
	b 機械経費節減効果			
	c 資材経費節減効果			
	イ 林産物生産経費節減効果			
	ウ 森林整備費節減等効果			
	a 造林等経費節減			
	b 森林整備増進効果			
	c 治山経費節減効果			
	d 森林管理等経費節減効果			
	エ 漁業経費節減効果			
	a 流通関係機械経費等節減効果			
	b 流通関係労働経費節減効果			
	c 営漁関係機械経費等節減効果			
	d 営漁関係労働経費節減効果			
	e 漁場維持管理経費節減効果			
	f 漁場維持管理時間短縮効果			
2	食品等製造向上効果			
	(1) 食品等製造の向上に係る効果			
	(ア) 製造量向上効果			
	(イ) 品質向上効果			
4	生活環境向上効果			
	(1) 簡易給水施設に係る効果			
	(2) 簡易排水施設に係る効果			
	a 悪臭防止効果			
	b 害虫防止効果			
5	地域間交流効果			
	(1) 農林水産物販売促進効果			
	(2) 農林水産物流通・販売経費節減効果			

	(3) 農林漁業体験等効果			
	a 移動費用			
	b 交流施設利用・宿泊費用			
	c 交流体験機会費用			
6	地域活性化効果			
	(1) コミュニティ活動促進効果			
	(2) 地域資源加工効果			
	(3) 地域農林漁業等波及効果			
	(4) 地域関連産業波及効果			
	(5) 就業機会増加効果			
7	鳥獣被害防止に係る効果			
	(1) 被害防止効果			
	a 生産減収被害防止効果			
	b 品質低下被害防止効果			
	c 生育阻害等防止効果			
	d 生産基盤被害防止効果			
	(2) 生産維持効果			
	a 生産維持効果			
	b 生産基盤維持保全効果			
	(3) 生産経費等節減効果			
	a 生産経費節減効果			
	b 生産労働費節減効果			
	c 被害防止労働費等節減効果			
	(4) その他の効果			
8	公益的效果			
	(1) 災害防止効果			
	a 洪水防止等効果			
	b 土壌浸食防止効果			
	(2) 水源かん養効果			
	(3) 炭素貯蔵効果			
	(4) 炭素排出抑制効果			
9	維持管理費等節減効果			
10	その他の効果			
	計			

(注) 該当しない項目は削除するものとする。

2 総合耐用年数の算定

施設等名	耐用年数 ①	事業費 ②(千円)	年事業費 (減価額)
------	-----------	--------------	---------------

			③=②÷①(千円)
計	—	④	⑤
総合耐用年数=④÷⑤			

(注) 第2の3により、投資効率を1.0とみなした事業については、上表に含めないものとする。

3 廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設がある場合については、当該施設の残存価格を廃用損失額とする。残存価格は、当該施設の簿価を耐用年数で除した価額に残存年数を乗じて求めるものとする。

施設等名	金額 (千円)
計	

4 投資効率の算定等

(1) 投資効率の算定

区分	算式	数値
総事業費	①	(千円)
年総効果額	②	(千円/年)
総合耐用年数	③	(年)
還元率	④	
妥当投資額	⑤=②÷④	(千円)
廃用損失額	⑥	(千円)
投資効率	⑦=(⑤-⑥)÷①	

(注) 還元率 = $(i \times (1 + i)^n) \div ((1 + i)^n - 1)$ 、

$i = 0.04$ (割引率)、 $n =$ ③総合耐用年数

総合耐用年数は小数点以下1桁、投資効率は小数点以下2桁まで求めるものとする。

(2) 投資効率を1.0とみなした施設等

施設等名	事業費 (千円)

附 則

- この通知は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止する。
- 3 2 の通知による廃止前の 2 に掲げる通知に基づき令和 3 年度までに着手した事業については、なお従前の例により取扱うものとする。